

平成19年（2007年）紀北町9月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成19年9月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年9月20日（木）

応 招 議 員

1番	東 篤布	2番	中村健之
3番	近澤チヅル	4番	家崎仁行
5番	川端龍雄	6番	北村博司
7番	玉津 充	8番	尾上壽一
9番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畠正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塙崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

20番 東 清剛 21番 谷 節夫

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会をいたします。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

議長

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議事日程朗読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

20番 東 清剛君

21番 谷 節夫君

のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日は通告者のうち残り 6 名の方の一般質問を行いますので、ご了承ください。

なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内として運営をいたします。持ち時間が残り 3 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することにいたします。

また、一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

質問の方法でありますが、まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問をすることを許可します。

それでは、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

3番 近澤チヅル議員

おはようございます。3番 近澤チヅル。

19年度9月議会の一般質問を行います。通告順にいたします。

今、ごみ問題はまちづくりの重要課題であると、そういうことを今日一点に絞って質問いたします。

資源循環型の夢のごみ処理システムをと大宣伝されて、8年前にスタートいたしました海山リサイクルセンターで、排出ガスから基準を3倍超える15ナノグラムのダイオキシン類が検出されました。このナノグラムという単位は、重さを計る単位で1グラムの10億分の1でございます。それから施設の運転を停止しております半年を過ぎましたが、いまだ真の原因究明がされず、今に至っております。この半年あまりの経過と教訓、RDFの問題点、今後のごみ行政のあり方についてお伺いいたします。

まず、一番初めに、海山リサイクルセンターにおけるダイオキシン類の基準超過についてお伺いいたします。法に基づき年に1回の調査をし公表しておりますが、1月26日に検体から基準値の3倍に達するダイオキシン類が検出されたと3月8日に報告がありました。町内はもちろん地元小松原地区の皆さんには、特に驚きと不安が広がりました。

開始当時、リサイクルセンターは焼却施設ではないのでダイオキシンは大丈夫、安全であると地元説明を受け、そのように認識していたからです。海山リサイクルセンターのパンフレットにも、これまでのごみ処理焼却や埋め立てでは環境への負荷が大きく近年問題になっ

ている。その解決策として整備すると書かれております。ダイオキシン対策としてRDFを採用したわけです。

そして今回、町が出した資料、説明書にもダイオキシンは主な発生源は焼却場です。塩ビを代表とするプラスチックビニール類を燃焼させると、どうしても発生してしまいます。とあります。本当に夢の施設だったのか、このところが問われてくると思います。RDFは家庭から出てくるごみでつくります。燃えるものなら何でも入れても良いとして、有害な塩化ビニールや灰プラスチックなどもごちゃ混ぜにして圧縮してつくられるものです。わざわざ加工しても当初は長期間保管できるようになると言っておりましたが、このことはここ数年来の発電所の事故とか貯蔵所の問題で、この話はそうではないことも明らかになっておりますが、RDF、ごみそのものでできていることには変わりはありません。燃やせばダイオキシンが発生いたします。

ダイオキシンは青酸カリよりも属性が強く、人類がつくり出してしまった最強の毒物です。だから1グラムの10億分の1も、1兆分の1の単位で表れていると思います。微量でも長期にわたって体内に取り込んでいくと、皮膚障害、先天性異常の増化、出生率の低下、甲状腺ホルモンなどの異常、さらに発ガン性の恐れがあると指摘されておりますが、ダイオキシン類とは何か、一番ご存じの町長の認識をお伺いいたします。

続きまして、3月8日の発生報告以来、問題にしてきたのはダイオキシン類の排出ガスの基準値5ナノグラムでしたが、修理をして7月27日の試運転の結果報告からは、自主管理基準0.1ナノグラムという数値が突然出てきました。自主管理基準は当町で決めた基準から、当然守らなければならないいけないものと、議会でも、町民説明でもしております。

そうならば、もう17年度の測定が行われた18年2月13日の分析結果が1.6ナノグラムが示されていたわけです。当然、その時点から運転を停止し、点検修理を行わなければならなかったことになるのではないでしょうか。これはどういうことなのか、重大な問題です。そのときに原因究明をしていたら基準超過は避けられたはずです。今年3月のもう1年前から自主管理基準は超過していたと、地元の住民には詳しく説明されておりません。本当に理解ができません。改めて自主管理基準とはどういう意味なのか、詳しい説明を求めます。

また、この基準の5ナノグラム、0.1グラムの根拠についても説明してください。

2. ごみ処理経費と財政について、全国の自治体の年間ごみ事業、市町村及び組合の歳出を参考にいたしました合計は、ここ10年間で1兆円以上伸びて、2兆6,000億円を突破したと言われております。一人当たりにすると年間2万円、4人家族で年間8万円を負担してい

ることになります。この莫大な経費が自治体の財政を圧迫しております。自治体のごみ処理経費には大きく言って3つの問題があると言われております。

その第一は、ごみ処理施設の施設費です。紀北町でも海山リサイクルセンターだけで20億8,500万円、駐車場など入れると22億円です。長島リサイクルセンターで22億3,000万円を投入しております。合計しますと43億円という莫大なものです。

2つ目の問題として、日常のごみ処理経費及び施設などの維持管理費の増加です。紀北町では18年度海山リサイクルセンターの施設のランニングコストは1億2,630万円、長島リサイクルセンターは1億6,474万円、計2億9,100万円となっております。この中には、現業職員の人工費や、私たちの目に見えておりますごみ収集事業の経費は除かれております。それ以上の維持管理費が要るわけになっております。

そして3つ目の問題といたしまして、資源化費用の自治体負担が増加していることです。紀北町のごみ処理経費と財政の現状について、詳しく説明をお願いいたします。

3. ごみゼロ社会をめざしてごみゼロ宣言を、 RDFは燃えるものなら何でも入れていいとされ、塩化ビニールも灰プラスチックも混入しているごみです。分別や減量には矛盾いたします。今こそごみの発生抑制や再利用、再生利用、このことを理念としていることが、ごみゼロの理念です。ごみの分別、資源化、減量に住民と行政が一体になり、本気で取り組むべきではないでしょうか。ごみゼロ社会をめざして、ごみゼロ宣言をすることが、まちづくりの最重要課題だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。近澤議員のご質問にお答えいたします。

ダイオキシン類とはのご質問でありますが、議員ご指摘のとおり、ダイオキシン類は特徴として無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすいという性質を持っております。また、この発生源としては、主にごみ焼却炉でプラスチック・ビニール類を燃やすと発生するとされております。

このことで、当時のダイオキシン類対策のごみ処理方法としては、最良のRDF処理施設を建設し、またRDF固形燃料を有効活用した施設を建設したわけであります。このようことで建設した海山リサイクルセンターにおいて、大気排出基準を上回る数値が検出された

ことは大変残念なことであり、申し訳ない気持ちであります。ダイオキシン類は人体に大変危険なことであることは十分認識しております、今後このような事態にならないよう適正な管理運営を実施いたしたいと考えております。

次に、基準と自主管理基準についてであります、海山リサイクルセンターのダイオキシン類対策特別措置法による大気排出基準は、廃棄物焼却炉 1 時間当たり 2 トン未満の施設であります、国の基準では 5 ナノグラムの基準が適用されるわけであります、自主管理基準を決めるにあたり、平成 9 年 1 月にごみ処理等に係るダイオキシン類発生防止等のガイドラインが示され、間欠炉では 5 ナノグラムで、連続炉は 0.1 ナノグラムと高い規制値が設けられました。

このことで随分議論なされたと聞いておりますが、決局、当該施設建設にあたっての基準は 5 ナノグラム以下であります、住民安全を期するため、あえて 0.1 ナノグラム以下という質の高い値を自主基準値として設定したものでございます。

ごみ処理経費と財政についてについてであります、議員ご指摘のとおり、平成 18 年度における塵芥処理費といたしまして、約 3 億 1,760 万円の支出がされております。そのほかに両リサイクルセンター建設に係る起債の償還金 2 億 6,190 万円があり、平成 24 年度まで償還額のピークが続くため、財政的にも高い負担となっております。

なお、起債の償還は平成 29 年度まで続き、平成 18 年度残高といたしまして、21 億 570 万円が未償還金額であります、このうち約 55% が交付税算入されることになっております。

このごみ処理に係る経費は、止めることのできない事業経費であり、また、住民の生活に直接かかわる経費であります。しかしながら、ごみ処理に係る経費は一般会計に占める割合は高くなっています、町民や事業者と連携し、環境意識の高揚に努め、ごみの発生量を減少させることにより、経費の抑制を図ることができます。

議員ご提案のごみゼロ社会をめざし、ごみゼロ宣言をであります、本町では R D F 施設の建設を機に、資源ごみの分別収集を導入し、効果を上げており、その結果、三重県が平成 15 年 11 月に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」より先に、ごみ減量化の取り組みを行ってまいりました。

このごみゼロプランは、法律等に基づいて定めるものではなく、住民、事業者、町等がごみをなくそうとする熱意や、相互の協力があって長期間にわたり取り組みを継続していくことが必要としています。町といたしましても多くの方が目標に向かって長期間協働していくためには、取り組みの方向性等を共有し、取り組むことが大切であることから、ごみゼロ社

会をめざし、町民の方のより一層の意識の向上を促し、ご理解ご協力をいただくため、啓発活動等を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それではダイオキシンのことについてお尋ねいたします。再質問させていただきます。

町長の今のお答えは、今年の3月9日のこの町の資料、大体このとおりでしたね。本当に私1回目の質問でも言いましたけど、何かこれを読んでいると、そんなに大した問題ではないというような印象を受けるんですね。そして管理課の中にはですね、ごみのダイオキシンはその自然界にもあるんだという、言っておられる方もおりましたので、私はそうじゃない、私たちがつくり出したもので、決してそうではないということを説明したんですけれども、なかなかそのことについても、今、町長はなかなか、町長の答弁の中にはなかったんですが、ダイオキシン類特別対策法の6条にもですね、ちゃんとそのことは記載されています。この報告書にはそのことはないんですが、ダイオキシン類が人の活動に伴って発生する化学物質であって、本来、環境中には存在しないものになっていることに鑑み、国や公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施設の指標等を表したものである。

そしてこれはもう、この今、指標を表しているけれども、化学物質の安全性の評価に関する国際的な動向に十分配慮しつつ、この値に基づいて必要な改正を行っていく、こう書かれています。だから今、ある日本の基準は外国よりも少しなるいと言うんですか、ところがあるということもご確認していただいておりますでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

国の決められた基準というのは、国際的な基準値にあるものと認識しております。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

国際的な基準値であることは問題はないと思うんですけども、日本は何でもアメリカがくしゃみをしたら日本は風邪を引くと言われておるアメリカはですね、アメリカの環境保護

庁ではですね、ダイオキシン類の慢性毒性には、それより以下であれば生物的影響がないとする値、このダイオキシン類の基準は日本の場合は健康に害を与えない数値となっているんですけれども、アメリカではそのような値はないとされております。そしてダイオキシンの排出量は限りなくゼロに近づけることが望ましいとされておりまして、1日の摂取量でも日本は4ピコグラムですが、WHOは1から4グラム、そしてEUでは実質は2ピコグラムで日本よりも厳しい水準になっているんですね。EUや外国の都市部や郊外の大気汚染もですね、レベルでは日本全体の平均値と比べてもかなり低くなっているのが基準でありまして、今の町長の国際的な基準になっているという答弁は、少し間違っておられるのではないかと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員は米国とEU諸国の数値を示されたと思いますが、私もその辺は勉強不足でございまして、その他の先進国の数値についてもですね、勉強してまいりたいと思います。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非、とにかく今決まった数字がすべてではなくって、さきほども言いましたけど、国際的な評価によって変えるというのがダイオキシン類の特別措置法の6条にも、第2項にちゃんと書かれております。これぐらいまだダイオキシン類については、数値については不安定なものであり、より厳しい基準が求められているということを認識していただきたいと思います。

そして、今回のですね基準ですが、ダイオキシン類はですね、このリサイクルセンターで海山の町民にとっては初めて聞いた名詞ではなくてですね、海山には水源地を守るために住民運動が起こったときにですね、ダイオキシン類排出される、中間処理施設から排出されるダイオキシン類から、自分たちの郷土を守るためにですね、頑張った歴史がありますので、どうぞそのダイオキシン類に対する認識をもう少し厳しく持っていただきたいと思います。町民の10年来に及ぶダイオキシン類に対する闘争がありました。そのことも是非念頭に入れて、これからダイオキシン対策にあたっていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか、お答えを願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご指摘の認識については、今後さらに深めてまいりたいと思います。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非、厳しい目で最新の情報も取り入れて、何よりも10億分の1のものでも恐いですね。そういう基準ですので、そしてこの基準値5の元になっているのはですね、その人体の健康に影響を与えないという基準値なんですね。そしてアメリカではそういうものはない、もう一度そのところ言わさせていただきます。

続きまして基準と、自主管理基準についてお伺いいたします。

住民説明のあともですね、自主管理基準というのは9年の1月に何で0.1というのが出てきたのか。どういう過程でつくられたかというのが環境課に行ってもずっとわからない、わからないと言ってたのですね。今度だから聞いたんですけども、ガイドラインに載っていたということが、今回初めて回答をいただきまして、私ももう昨日まで調べていてわからなかったんですが、タベそうだったということがわかりました。

そして新ガイドラインのですね、恒久対策の推進のところにですね、ダイオキシン排出削減対策のところに、各施設にこれはですねガイドラインというのは厚生省が地方公共団体に對し、ごみ処理にかかわるダイオキシン類の排出対策を指導するものであります、新設炉では0.1というのを恒久対策として目標としてやっていけということが書かれております。そしてその中で、私、新ガイドラインを踏まえての対応というところでですね、厚生省は公共団体に向けてこのガイドラインを出しているわけですね。民間の焼却炉に対して出している基準ではないので、大変厳しいものがあったと私はこの中に認識しておりますけれども、その4つ目のところにですね、今後、国庫補助のあり方について検討をすることとしておると書いてあるんですが、これはそのRDFを国の補助を受けるときにですね、これを守らなければ補助は受けられなかったのではないかと私理解したんですが、そこの点について事実はどうなのでしょうか、お尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺の詳しい状況、国と地方自治体との状況については、私は存じあげておりません。

しかしながら、連続炉ではですね、0.1ナノグラムというガイドラインの数値がありますんで、それ以下としたことは私は大変いい姿勢でないかと思っております。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

本当にいい姿勢で補助金の対象にするには、もうこれだけダイオキシン類を減らすんだから出しましようと、多分想像ではありますが、明解な回答がありませんので、そうだったに違いはないと思うんですが。ところがその自主基準というのは、本当は守らなければならぬんですね。公共施設としては、地方団体の施設としては。そのところはいかがなんでしょうか。数値。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

だから自主基準は、自主的に基準値を定めて、安全を期していこうとする基準であります、これを県に報告しておるわけであります。以上です。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

だから守っていかなければならないんですね。それがですね今回の基準値、健康に害する値の3倍を超えたのは、今年わかったということですが、その守っていかなければならないその自主基準値はですね、17年からもう超えているわけですが、そのことについては今回の処理のなかで初めて出てきたんですが、認識しておられたのでしょうか。もう18年2月13日はその結果が出ておるんですけども、知らずに運転していたんですね。そのところご答弁お願ひいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことについては誠に申し訳ないと思っております。ですから、より慎重に数値をです

ね、基準値と照らし合わせるべきであったと反省しております。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

地元住民説明会は、私も毎回参加させていただいているんですけども、もう今度試運転で0.6というのが出て。0.1よりも高いから運転はしませんというお話はあったんですけども、それはもう1年前から超えていたんだという説明はありませんでした。是非、このことについてもですね、住民に説明をしていただきたいですし、環境基準値は人の健康に害を与えない値ですが、発足当時から恒久のダイオキシン対策としてはですね、0.1を守って操業していく、そういうことで補助金も受けたわけですので、もうお金の面から言いますとですね、補助金の問題よく、違う面で問題にいろいろこの間から問題になっているんですけども、それ基準突破したら、そんなに運転を続けていたら補助金返さんならんのではないんかなって、私そんな危惧さえいたしております。

そして健康面におきましてもですね、さきほどアメリカと日本の差を言いましたように、大変流動的なもので日本の基準は甘いんです。是非職員の健康診断、そして小松原住民の皆さんですね、希望者、全員にするか希望者にするか、それは任せると思うんです。最低希望者にはこの事実も説明いたしまして、是非、健康診断を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

健康診断につきまして別の機会、議員に指摘を受けたことがございますが、いろいろな原因の追求というか、その設定がですね、どこでそれを受けたのかということも、非常に不確実なところがあってですね、現象的にそれをとらえまるという、この限定してですね、いうことは大変難しいのではないかなということで、国の基準値を超えていないということもありまして、その辺が今のところ見合させております。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

何回も言いますけれども、国の基準はあれですけど、さきほども言いましたように、外国

では違うんですね。だからそのことに関してですね、町民の方にももう一度同じになるかもわからん。そのところも詳しく説明していただいてですね、不安を持つ町民の方もおられると思います。健康診断は絶対に私はすべきであると思うんですが、町長の今のお言葉ですね、町民の健康と福祉を守るのが、この地方自治体の一番の目的だと思うんですが、そのことも放棄されるのではないでしょか。もう一度お考えいただく余地はありませんか、お答えください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

国の基準を超えている場合は、これは断固止めなければいけない。だから3倍になったときに操業を止めました。それ以後の排出については今のところいたしておりませんし、今、さきほど申し上げた理由によって、それを健康診断をするということは、今のところは考えておりません。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

本当に残念なあれなんですけれども、0.1で操業するという、その初めのスタートの値は超えてたわけですよね、1年以上前から。そのことも考えてもしないというのは、本当に自治体の長として町民の利益を、健康と福祉を守る。その公約に反することだと思いますので、本当に考えは変わらないというお答えは、もう怒りでいっぱいございます。是非、町長はそうでも私はこれからも求めていきます。

続きまして、財政の問題に入っていきたいと思います。

ごみ処理と財政については大変な費用が要っております。そして町の今議会に提出されました補正予算の中でもですね、地方債の残高の一番は衛生費なんですね。その中で大部分を占めているのがリサイクルセンターの起債です。これいかに財政問題3つあると言いましたけど、この紀北町においてそれが物語っている、これ資料、私合併する前にですね決算カードで海山町の財政状況の推移というのを、昭和60年から平成15年まで、自治体問題研究所の地方議員の方とかいろんな方にご協力していただいて表にこれまとめたんですけども、その中でもですね、地方債残高、そして積立金の推移というのを、ちょっと町長に見ていただきたいんですけど、これは下のほうは地方債の残高なんですね。平成9年、10年のところから地

方債の残高はグッと増えて、それ以降になっております。

このときにリサイクルセンターの地方債起こしたわけですね。そして同時に積立金がこのときから減っているわけで、本当にもう数字だけでなく、長年見てもこのグラフにおきましてもですね海山リサイクル、これ海山のだけですけれども長島もそう、私は長島のことはこれ海山時代につくった資料ですのでわかりませんけれども、同じだと思います。本当にこの圧迫している理由の大きなものにリサイクルセンターの借金がある。そのことがごみ行政全体にですね、もう経費と、さきほどですね、ごみ処理経費は3億1,000万円という話でしたが、1年間に返却している金額が2億いくらあるんですね。半分ぐらいがごみ全体の費用と同じぐらいの2億6,190万6,032円がこの18年度の紀北町の還元金の合計なんですね、同じぐらい借金を払って今ごみ処理事業を行っているこのことは、認識していただいているまででしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

認識しております。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

財政問題はですね大変ということで、認識してる。もちろん町長ですからそういうお答えだったと思いますけれども、その中ででもですね、リサイクルセンターにかかる修繕料、15年度は海山のリサイクルセンターは3,050万円、これ16年度ですね。17年度は3,000万円ですね。それに長島は比較的少ないんですけども、18年に長島で事故というのですか、修理をしました。そのときは5,000万円かかっておりまして、18年度の両リサイクルの合計の修繕代は8,800万円ですね。そして今回海山リサイクルセンター、今回の補正予算は何か4,000万円ぐらいだったと思うんですが、これ大変なお金をかけて今ごみ処理をしているわけなんですが、行政改革の中でですね、10%減らせという中で大変苦労しておられるということは聞いておりますけれども、さきほどのダイオキシン対策の中でですね、自主基準の値も問題にしましたけれども、今回バグフィルターの修理を今最終的にするということで、今回予算上げたわけですが、ダイオキシンの削減と言いますとバグフィルターというのが常識だと思うんですけども、これバグフィルターは交換するのに何年ぐらい持つものなのでしょう

か。 1,000万円かかると言っておりますが。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

バグフィルターの耐用年数は大体3年ないし4年と聞いております。

議長

3番 近澤チヅル君、時間が少しですのでまとめていただいたほうが、はい。

3番 近澤チヅル議員

それではですね、11年に始めて15年の11月に換えた。3年のところ4年で換えたんですね。そうするともう今度ですね、19年にはもう換えなくてはいけなくなる、もう古くなってるからもっと早く換えなければいけないんですが、今回19年度の予算にも載っておりませんでした。そのことについてバグフィルターの交換について、なぜ19年度予算換えなかったのか、その説明をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは関係者の目視ですね、まだ傷んでない、使えるところまで使いましょうということで、経費節減のためにもそれは機能するという判断をいたしました。

議長

最後になろうかと思います。手短にお願いします。

3番 近澤チヅル議員

そういうことでこのバグフィルターですね、交換が1年遅れたというのは、私今度の大きな問題、今回の基準を超えた問題になっていると思います。そして皆でごみ宣言はしないということです。同じことをやっているわけですから、今こそ住民と行政がですね一体になって、行政主導じゃなくてですね、まちづくりをやっていく一番にこの私ごみ問題をあげていただきたいと思うんです。これは町民全員ごみを出しているんですから、全員で頑張られる事業ですので、ごみ宣言はしないということですが、もう庁舎にでも幕でもかけてですね、本気に取り組まなければ大変な経済的にも環境の問題でも大変な問題ですので、是非そのことを強く求めまして、私の最後の質問とさせていただきます。

町長、最後お変わりはありませんか、もう一度ご決意お願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

実質的には、紀北町においてはごみゼロの政策の方向性を持っております。ゆえに今のところ、県もごみゼロ宣言をいたしておりますし、その方向性で努力してまいりたいと、そういうことでございます。

議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

議長

次に、6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

議長から発言のご許可をいただきましたので、事前通告に従い一般質問を申し上げます。大きく2件であります。まず1件目は、第三セクターの取締役選任の有効性についてであります。これは6月議会での一般質問のお答えを町長が保留されておりますので、専門家に聞くということで即答いただきませんでしたので、そのご回答をいただきたいと思います。

さらに、それに沿って府内のコンプライアンスの法令遵守の徹底は本当になされているのかどうか。私はこのことを申し上げた、これ一般質問としては三度目でございます。以前に府内に法律を専門的に学んだ方々がいらっしゃるんですから職員として、法令上の適、不適をチェックするチームをつくるようにと申し上げて、そのように取り組むみたいなご回答をいただいてますんで、それをやっておられるのかどうか。

と申しますのは、最近でも5月11日の昨日も前者が大変ご議論なさっておられました、砂利プラントにかかる役場の受付の時点での町長・副町長のほうへは事前協議がなかったようですが、そういったこととか。あるいは5月21日に町有地を貸し付けておりますけれども、それがその後、小松原地区ですが大きな議論に地域で発展している。これも果たして町長や副町長が協議を受けているのかどうか、その辺の総合調整権を持つ、町長・副町長の理事者はどのようにその辺機能しておられるのか。どうもあまり報告を受けてないようなことを感じるんですが、その辺の関係課も含めての全体的な協議がなされているのかどうかということを、お尋ねいたしたいと思います。

次に2つ目ですが、浸水常襲地区の行政側の対応についてをお尋ねをいたしたいと思います。ご承知のとおり、紀伊長島区の加田という地区で、この地区はですね通りかかられる方

はご承知かと思いますが、かつては狭い旧国道と鉄道が地域を縦断するというか、通っている。田畠や牧場や、それから造船工場がですね、これは戦後ですけどあそこへつくったのは、そういった、あとわずかな人家があるだけののどかな田園地帯であったわけです。大変日当たりもいい暮らしそうい地区だったのですが、昭和40年代に42号線が拡幅されて鉄道と立体交差し、さらにですね農免道路の加田島地線、これが大内町長のときでしたけれども、あそこを開設された。次から次へと開発があそこの地区は進んだんですが、実のところあそこは唯一準用河川の横手川が排水経路としてあるだけですが、未改修のまま放ったらかししてきました。何10年間も最近まで放ったらかしにしてきたんですね、改修せんと。

ですから、開発が進んで排水水量が激増したにもかかわらず、流れ込む唯一の河川の横手川があそこは海からの勾配が非常にわずかしかない。しかも、これは町が黙認したことによって横手川の川幅が60cm縮めています。これは民間業者が勝手にやったんですけども、それを黙認した。国道と鉄道の橋脚がネックになって、大雨の度に洪水が、水が氾濫するという事態が繰り返されてきたわけです。いわばですね、これは人災であります。

それから本題から外れるので詳しくは申し上げませんが、最近というよりも、今や衛生環境が極めて劣悪になっている。あの地区に立地した工場が移転撤退を始めております。まさに行政が何をしてこなかったツケが今あの地域に、象徴的に起っているわけです。そういう中ですね、これは資料提出求めてあるんですが、どうもないとかという話ですが、昭和62年ごろにですね、県単事業で農用排水路の改修工事をやっているんですが、このときにあそこにあった牧場の自然排水路をつぶしてしまった。排水量を嵩上げしたため、自然排水ができなくなったというのが排水の最大の原因です。

それからですね、この経過を聞きたい。資料がないなら口頭でご説明いただきたい。どういう工事でどんなふうにしてしまったのか。それからちょっと資料の配布を願います。お預けしてある。

議長

北村議員から資料の配布の申し出をいただいておりますので、ただいまより配布いたさせます。

(北村議員提出の資料の配布)

6番 北村博司議員

それから次にですね、平成2年9月19日の台風19号、これは風台風で大変な倒木被害を出した台風ですが、その10日後の台風20号、この間わずか10日間です。これで19号台風による

倒木被害、土砂崩れの被害を10日間片づけんと放置していたために、これは県なのか、いずれにしても行政ですね。ダム状態になりました20号で、これは当時の新聞記事のコピーですけれども、わずか数時間の雨のためにですね、あそこに甚大な被害をもたらした。町長はしっかりご記憶だと、私現場へ行って写真撮ってますから。鉄道の道床というのでしょうかね、これは中津畠議員が専門家ですが、鉄道の下にあるあの砂利の部分ですね。道床というのでしょうかね、あれ。あれも流出する。床上浸水があの地区で出まして、それでこの北村牧場さん、本田さんとこですけれども、床上40cmという、お年寄りが消防署で救出してくれるわけですね。そのときで三度目なんです。繰り返しているんです。

そういう繰り返すような事態で、その後排水ポンプは設置されましたけれども、果たしてそれが機能しているのかどうか、その後も排水量はどんどん増えているわけです。次にまた高速道路があの後ろ通ります。そうするとまた水量は当然増えます。それに対してどのような対応をなさろうとしているのか。最近、横手川の改修工事を始めましたけれども、一体横手川の改修計画というのは、何年前に立案されましたか、そのご報告をいただきたいと思います。

以後、関連質問は自席から行います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えします。

最初に、第三セクターの取締役選任の有効性についてであります、5月30日に開催されたこの海山物産株式会社の第23回定時株主総会において、第2号議案として提案された取締役の改選の有効性についてのご質問であります、法律事務所に確認しましたが、今回取締役の選任については賛成多数で承認されているので、個別に投票してもそれが選任されることになるので、この取締役の選任は有効であるとの回答がありました。海山物産では、以前から定時株主総会の改選では、この方法により選任が行われていたと聞いております。

また、今回の総会の中では賛成多数で選任されたことについて異論がなかったことから、この選任決議は有効なものと考えています。今回の総会で選任されました取締役の方々は、皆さん立派な方であり、信頼のできる方であります。

海山物産の経営につきましては、過去の負債を昨年度で精算し、道の駅海山の堅実な運営などにより順調に推移してきていますが、高速道路の整備による影響など今後の懸念材料も

出てきておりますので、経営体質のより一層の改善に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、庁内のコンプライアンスの徹底につきましては、これまで議員には、ご指摘をいただいているところであります。職員がすべての町民の奉仕者として働き、公正で公平な公共サービスを提供し、自然の鼓動を聞き、皆が集い、にぎわうやすらぎのあるまちを構築していくためにも、法令遵守は自治体にとって当然のことであり、日々努めておるところであります。

ただ、めまぐるしく変化し多様化する社会の中で、コンプライアンスを維持・確保していくことは大変困難を伴うことでありますので、法の解釈はもとより、運用におきましても的確な行政運営ができるよう、三重県町村会が開催する法制執務研修や実践法務研修を活用し、職員一人ひとりの法務能力を向上するとともに、必要に応じて法の専門家である弁護士等にご指導を賜り、適正な行政運営を進めてまいりたいと考えております。

また、各課の壁を越えた行政運営を心がけ、重要な案件については、その都度三役や関係課長が一堂に会する場を設け、町が判断を誤り町民の方々にご迷惑をかけるようなことがないよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、紀伊長島区加田地区の浸水対策についてであります。加田地区におきましては養鶏場ができる前は、北村牧場から山側に向かって水田が存在し、排水はすべて山側水路を通して横手川に排水していたと聞いております。

水田から養鶏経営へと農業の利用形態が変化するとともに、水路の利用形態も用水から排水へと変化してまいりました。昭和62年度に県単加田地内農業排水路整備工事を実施し、北村牧場と丸一農園との間の水路を、コンクリート製U字溝排水路に改修し、奥の樹園地からの流水処理を図ってまいりました。

過去の浸水対策につきましては、平成8年度以前までは、北村牧場が排水用ポンプを所有し、浸水対策を行っておりました。町の対応といたしましては、以前より本田氏の要請があれば、その都度ポンプ等で対応しておりましたが、平成9年度に大雨時の低地排水対策としてポンプ3台を購入し、北村牧場対策用として常時1台を貸し出し対応するとともに、常設の1台で対応できないときには、本田氏の連絡を受け、2台ないし3台のポンプで対処してまいりました。

その後、平成10年度に加田地内排水施設設置工事により、石積み排水枠を排水路によりに設置し、集水池から排水枠へ管を通し、枠から排水することにより、排水機能を高めました。

平成12年度には加田排水ポンプ設備工事を実施し、石積み排水枠の水位を自動で感知するセンサーを取り付け、ポンプが自動運転できるように改修し、電動式とエンジン式の2台で対応するようにいたしました。平成15年度に加田地内排水施設移設工事を実施し、石積み排水枠の位置を変更し、ボックス・カルバート製集水枠を新設し現在に至っております。

続きまして、被害状況について報告いたします。

平成2年9月の台風につきましては、紀伊長島区の全体で床上浸水4戸、床下浸水16戸が出るという被害を受けました。北村牧場につきましては北村こうじ氏宅で床上浸水40cm、本田晃氏宅で床上浸水15cm被害を受けました。

平成9年度に町のポンプを北村牧場内に設置してからの、ポンプの稼働状況と被害状況でございますが、町の災害状況報告書等によれば、町が連絡等を受け稼働したのは平成9年6月19日の大雨から平成19年9月14日の大雨の間に、全部で18回であります。また、被害状況につきましては、床下浸水は平成10年5月に5cm、平成13年9月に5cm、平成13年10月に25cm、平成14年9月に20cmの4回ありました。なお、平成14年度以降は5回稼働いたしましたが、床下浸水までには至っておりません。

今後のポンプの稼働につきましては、北村牧場の本田氏と連絡を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

19号は言われたけども20号、私はそのために資料を配布したんで、31戸もの被害を出しているの報告していない、把握していないということ。ちょっと報告が漏れている。19号は書いてあるが、20号は。

議長

少々お待ちください。

議長

ここで答弁整理のため、少し休憩します。

この場で皆さん。

(午前 10時 36分)

議長

それでは会議を再開します。

(午前 10時 39分)

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

答弁が漏れておりましたので、改めて申し上げますが、一応紀伊長島で浸水が31戸と新聞では報道されておりますが、本町の記録によりますと、台風20号は床上浸水4棟、床下16棟で20戸になっております。この辺のところはご理解ください。

そして、北村こうじ氏40cm、本田晃氏15cmはこれはさきほど申し上げたとおりでございます。20号についてはそのようなどおりでございます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

今、その件についてはあとで整理して再質問いたします。

まず、三セクの決議のほうですけれども、まず最初に確認させていただきたいと思います。紀北町の持ち株は160株で、当日は町長、株主としての町長は欠席なされた。前回そういうふうに確認しておりますが、それでよろしいですね。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのとおりです。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

それではですね、登記されております定時株主総会議事録第23回、これはこの町からちょうどいした前回いただいたもんですが、当日の出席株主数55名、この持株総数 448株、これ、間違いございませんか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのとおりでございます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

おかしいですね。発行済みの株式数は 600株、はい。当日の出席者数 448株、欠席 152株です。紀北町が欠席しておったら、少なくとも最低 160株は欠席しておるはずです。説明してください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は欠席をいたしておりましたけれども、私の代理として課長を出席させました。そのことは前回も申し上げたと思います。総会においてその課長の出席をカウントされたものではないかと思っております。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

じゃ定款の第14条に何て書いてありますか。株主が代理人による議決権を行使する場合には、その代理人は当該者の株主に限る。当日町長は委任状も渡さずに代わりに出させた課長は、個人株主ですか。中村課長は代わりに出てますが、私見てましたが、ちょっと確認します。中村課長は個人的に株主になっておられますか、海山物産の。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

本人にお尋ねでございますので、課長が答えます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。個人株主ではありません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

定款の14条に、株主でない限り代理人としての投票もできないし、決議権の行使もできないと、会社の定款自体が決めているんですよ。出席にカウントしたということはどういうことですか。そんな馬鹿なことないでしょう。会社が一番良く知っているはず。定款の中身は。代理権もない人間がなぜ出席株主数にカウントされるのですか、説明してください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは海山物産のほうの考え方であろうかと思います。私はそれを考えたわけではない。だからさきほどの答弁どおり、そうではないかなと思いましたということでございます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

定款違反の議事録が登記所に出されていますね。これについては適法ですか。いいんですか。これは紀北町は欠席しているにもかかわらず、出席したかのような数字になってますね。最低 160株は欠席していなきやいかんのに、欠席したのは 152株です。

ということは、紀北町は奥山始郎町長が欠席した扱いになっている。これ明らかに定款違反ですが、定款に反するものを法務局に提出できるのですか、ご答弁願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことについては私が判断いたすべきものではなくて、会社側が判断したらいいんじゃないですか。私は答えられますか、それは。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

単純な算数ですよ。数学じゃない算数です。発行済み株式数は 600株、当日の出席株数が、448株、差し引き 152株は欠席。ということは町は 160株を有しておるんですからね、欠席扱いにしたら 160株以上が欠席になっておるはず。つまり、これは事実でないものを法務局へ提出している。こういう疑いを何といいますか、町長説明してください。刑法の罪名で説明してください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

刑法の何条か私はそれはちょっと存じあげておりませんけども、あくまでもそれは会社側はそれを代理で出席したものであろうと認めたから、そういうことになったんではないかと、私はそういうふうに認識しております。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

じゃですね、当日ですね、私は受付の近くにおりましたが、あなたが行かせた職員の委任状なり、その職員の的確性について、資格ですね。株主としての資格についてチェックを受けましたか。報告受けておると思いますよ。会社側の受付が委任状を確認、委任状持っていたらあかんのですよ。この場合は定款違反ですから。仮に個人株主だったら代理できますから、委任状を確認したりね、本人が個人株主かどうかの確認を受付でされましたか、あなたの部下は。あなた報告受けておるはずです。受けてなかったら今、確認してください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

受付でそのチェックは受けておりません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

つまりですね、非公開で行われたんですよ。第三者の立ち入りを禁じたんですよ、受付で。にもかかわらず何の資格もない傍聴人はノーチェックで入っているんですよ。極めてずさんな総会の運営ですね。しかも、事実に異なる議事録が提出されている。こういうのを何という疑いになりますか。せっかく法律事務所に手間隙かけて、多分鑑定料払っているはずですよ。お金払っているはずですよ、税金で。弁護士に聞けば鑑定料というのを払わなければいかん。お答えください。町長がお答えできないなら、ほかのどなたか答えてください。

事実でないことを法務局へ出したら、何という罪名にあたりますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

事実でないものを法務局に出した罪名については、私は存じてあげておりませんけれども、聞きます。しかしながら、さきほども申し上げたとおり、海山物産の役員の方々はそれを知っていてやったんではないと思います。これが判断の結果、それが正しいと思ってやったんだと私は感じております。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

これはですね、公務員の場合は不正の事実を知ったときは告発する義務があるんですよ、公務員法上。町長も各課長も公務員です、ね。その今の答弁では話になりませんよ。きちんと答弁させてください。

議長

北村議員、今、町長がご存じないと、ご存じだったら北村議員からご指摘いただいたらいいかがですか。

6番 北村博司議員

そんなん私が聞いておるんやから、反論は、反論権はありませんよ、議会は。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

ちょっと北村議員が質問しておりますもんで、どうですか。

6番 北村博司議員

議長、休憩してください。

議長

ここで暫時休憩いたします。

(午前 10時 51分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 07分)

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいまの北村議員の質問に対してよく法令等を調べたところ、刑法公正証書元本不実記載の疑いがあると思われます。そのことにつきましては、この会社の筆頭株主としての私の立場より、今後ですね議員がご指摘をされる定款、それから株主総会のやり方、進め方等についても提言をして厳正に法が遵守されていくように努めます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

なれ合いというか惰性で、これまで何10年間株主総会開いてきたんでしょうけれども、やっぱり町民の税金を出資して、町もこれまでいろいろと補助事業等を、私も6月に申し上げ

ましたけれども、多額の税金を支出しておるわけです。単なる民間企業だったら大体こういう論議には出てまいりませんし、そういう自覚が私は町長以下町全体に足りない。なれ合いで総会も開かれ、今まで黙認してきた。しかも町長が、最高責任者の町長が欠席するというのはもっての外です。160株というのは少ないようですが、約27%の最大の株主、4分の1以上お持ちなわけでね、会社の現在の経営陣は私の知る限り2株とか、そんな単位ですよ。それを160株をお持ちの町長が、町長というより町民ですね。その辺が私は大変遺憾に思います。

そういう刑法に触れる疑いもある議事録は作成されている。しかも出席株主のチェックも事実上行われていない。ですから実際のところは出席株数448株というのは事実かどうか、確認できないわけですね。それで賛成多数で議決したから適法やて、賛成多数かどうか自体もわからんわけです。拍手でやっておるんですよ。誰と誰が拍手したかって誰も確認していないから、何株が賛成したかということもわからんのですよ。だから、そういう法律事務所に、そういう説明をして意見を聞きましたか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

法律の専門家に対しては、このような数値を申し上げて尋ねております。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

いや拍手で多数という承認の仕方でなされたんですよ。株数、誰も確認してないんですよ、ね。わかっておるんですか。何パーセント、発行済み株数のうち出席した株数がどんだけで、そのうちのどんだけが、じゃあこの選任議案に賛成したのか、わかっておるんですか。

議長

奥山町長、ご答弁はいかがですか。

奥山町長。

奥山始郎町長

その拍手については、弁護士との連絡がとれおりませんが、一応勉強したうえでは、書面による投票だとか、起立、挙手、拍手など、その参加者の意思が明確に確認できればよろしいというふうな考えを固めております。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

いずれにしても、非常に曖昧な決議が行われたということだけは明らかです。私は本人に確認、しておりますけども、出席株主に。2人は反対しました。これははっきりしてます。その方の持ち株はわかりませんけども、2人は反対しました。

ですから、株主の中で今回の取締役選任決議に対して異論を唱えた方が2人いらっしゃるということなんです。発言もしております。本人に確認しました。だから慎重でなきゃならん株主に。そして一番最大の株主で株主、会社の利益を考えないと、それから還元される、つまり配当金に還元されてくるわけですから、株主は会社のものが適正に法令遵守して運営することについて厳しくなればならん。これまで配当受けたことありますか、町は。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

配当は受けておりません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

これはもうね、これはあんまり長時間とりたくないんで申し上げます。配当も受けてない。600株の出資、今まで非常に、いわばおんぶに抱っこ状態で面倒みてきた会社は、いまだに配当もできない。町民の利益をあなたは何も重視してないんですよ。ですから申し上げます。ズバッとお答えください。前回申し上げました。出資株を引き上げてください。これは定款上は取締役の決議はずっと書いてありますから、会社側で見つけてもらうか、少なくとも自社株を買い取ってもらうか、その話し合いをしていただけますか、引き上げ株。出資株の。配当もできない企業ですよ。お答えください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

前の議会で、議員からそのことは承っております。

それ以後、株主の方に打診はいたしましたけれども、これにはこの会社の存続等にもかか

わる重大な問題でありますので、今後よく検討してまいりたいと思います。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

引き上げも視野に入れて話し合うということですね。

明確にお答えください。だったらこの問題終わります。きちっとお答えください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、答えたとおりあなたの先の定例会において、引き上げるということについても、言葉に出しておりますんで、今後そのことについて検討してまいりたい。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

それでは2点目ですね、浸水の問題ですが、農用排水路で使われたけども、用水という部分が事実上はご用済みになって排水の機能だと、こうおしゃる。それでですね、私はさきほど資料として皆さんのお手元に配った。実はですね19号では倒木が大量に発生してですね、そのときに西坂の登り口のところで、もう今あれ林道になっておるのかな。今でも町道ですかね。町道かあれ。あの道路口の私有林の木が大量に横手川に倒れ込んで、土砂とともに、そのためにこの中の、新聞記事の中に書いてありますけれども、あそこでやってた工場が当日、町に早う片づけてくれ、次に水が、大雨が降ったら危ないからと言うたのにしなかった。

で、20号で私は浸水のときに現場へ駆けつけたときに、結局片づけたのは民間業者ですよ。重機を使って、それでその倒れ込んでいた倒木ダム状態になってましたから、スッと水が引いた。よろしいですか。記事の中にも書いてありますよ。何回も言ったのにしてくれなかつたので、人災だということなんですよ。お答えください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この記事、どこに書いてある。まだ私、まだ目に届いておりませんけども、その事実関係

はおそらくこの新聞の記事ですから事実だろうと思いますが、もしそうであるならば、行政としての責務を果たしていないことでありますんで、改めて申し訳ないと思っております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

さきほどですね、上で行ったと思うんやけども、横手川の河川改修計画は何年度に立てたのかということ、答弁まだいただいておりませんので、それをいただいてあとを申し上げます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことにつきましては、担当課長が説明いたします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

横手川のですね、改修計画についてお答えをいたします。

まず、横手川の改修の部分でございますけれども、造船所前のですね、42号の橋りょうがございます。それから上流につきまして平成7年に基本計画と申しますか、総合的な計画を旧町の時代に作成しております。その後ですね、今申しました42号のボックスからJRの鉄道橋までの間、これ約50mほどございますけども、その改修を災害復旧、また町単事業等で護岸整備をいたしております。それより上流につきましては、これまた国道42号の上流にボックスがございますけども、この間、約260mほどございます。これにつきましては平成13年から18年までの間で改修を終えております。改修の内容につきましては、護岸改修によりまして河川断面を広げまして、今現在、河川の断面は河床で4mから5mほどになってございます。

また、国道42号からボックスはですね、極端に蛇行をしておりまして、これが一つの洪水の大きな要因ではないかということで、この部分をショートカットという形で極端に流路を短くいたしまして、直線的に修正しております。またそれ以外につきましては、さきほど議員が言われました農用排水路との取り付け部分でございますけれども、この部分につきまし

ては勾配修正等の工事を行いまして、流下能力を上げるような工事を行っております。

以上です。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

今、課長の報告に国道から上のほうね、上流に向かってはもう終わっておるということでしたね。河川広げたということですね。嘘でしょう。60cm狭めた。勝手にやって狭めたやつを撤去させておるんですか。広げたんじゃないでしょう。狭まつておるでしょう。

答弁してください。現場を狭めていますよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

続いて担当課長がお答えします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。少し私の説明不足ですね。ただいま説明いたしましたのはですね、今、議員が言われた部分よりも下流の部分でございます。したがいまして、今、議員が指摘されました部分については、改修はされておりません。以上です。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

これはね当時、町の建設課が黙認したということで、むしろ町に責任が移っておるんですよ。業者が勝手に川幅を狭めたんですよ。そんなこと何回もこの議会へ出ておる。紀伊長島町時代。そのたんびに当時の建設課長はそんなことありませんと言い張ったんですけども、これは事実は確認されているんですから、これは撤去させなあかん。川幅をもとに。

それと今、4ないし5mに広げたと言うんですけども、どのぐらいの雨量まで耐えられますか。北村牧場の浸水はこれで防げるんですか、水捌け全部いけるんですか。それからボックスカルバートを作ったとかどうとか言ったけども、現実にボックスカルバートが水を治められておるんですか。これは町長、あるいは危機管理課のほうでも現場何回も踏査しておる

はず。実情報告してください。こんな工事やったんやなしに。それでこの大雨に対処できてるのか、現実に。はい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

建設課及び危機管理課に及ぶのであれば、答えさせます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われましたですね、流量の件でございますけれども、今手元にですね、そういう資料がございませんので、今すぐにということは答弁できませんので、了解願います。

また、河川改修の部分でございますけども、さきほど来問題になっておりますのはですね、横手川本線ではなくですね、その取り付け部分の、取り付けと言いますか、支線部分ですね農用水路の件でございますので、その辺のところは少し現状とは変わっておりませんので、ただ、合流点ではですね断面、もしくは勾配等は修正されておりますので、その辺のところは改善されていると思います。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

最近のですね、町長もお答えしましたけども、平成14年度以降の5回の稼働ではですね、床下浸水は至っておりません。以上です。

6番 北村博司議員

いや枠や何かがちゃんと機能しておるのか、どんだけの雨量に耐えられるんか。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

雨量等の資料は今持っていないので、建設課と一緒にですね、どんだけ耐えられるかというとこも計算して、また報告させていただきたいと思います。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

これ町長、江ノ浦の流末のところから、今の農用水路の接合部分までの落差というか、勾配どのぐらいありますか、高さ。それと大潮等で潮水はどこまであがりますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私、落差については存じあげておりませんが、おおむねならば建設課長が答えます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

落差でございますけれども、非常に海岸に近いということでですね、河口部から上流に至るまでですね、おおむね 2m ほどではないかと、までではないかと思います。

それとですね、潮の入る部分でございますけれども、大体私が目視いたしましたのは、JR のですね、鉄橋付近までは潮が入ってくるということでございます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

上流まで 2m ということやったで、農用水路あたりまでやったらおそらく半分か、1m もあるかないかということでしょう。正確ではないけども。

それで、いくら広げても排水できるんですか、住宅地に入る水を出せるんですか。これは技術上から答えてください。技術屋が何人かおるんやから答えてください。水出せるんですか。勾配が 1m 程度しかない。こうなったのは一体誰の責任ですか。国道、西坂のあの農免道路をつくる、あのときも私はだから反対した。横手川の抜本的な改良せなんなら、ここへ道路つくって大量に早い水が流れたら、絶対浸水繰り返す。これからさらに高速道路ができるんですよ、あの周囲に。どんだけ水量増えますか、町長。流量は今より増えるでしょう。横手川にどのぐらい水量は何倍になりますか。国道の高速道路の排水はどこへ持っていくんです。あそこへ落ちるんでしょう。あの明かり部は、ちょっと何倍ぐらいになりますか、予想で結構です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それについても建設課長が答えます。おおよそですけどね。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われました何倍になるかということでございますけども、基本的にですね、横手川に対する流域のものは一切変わりませんのでですね、例えば高速公路ができた場合に、その地形等の形状は変わりましてですね、流出の係数と専門的に言いますけども、その部分がわずかに変化いたしまして、したがいまして、流域そのものは基本的に変わりませんので、そういうことでですね、出てくる水の、例えば下流までの到達時間が早くなるというようなことは考えれますけども、流量が増えるということは基本的にはないと思います。

それと、その河川改修によってどういう変化があるかということ、さきほど言われましたけども、基本的にですね、護岸をコンクリートで改修いたしまして流速を早める。また河川の蛇行部分をですね解消いたしまして、より洪水を速く海のほうに流すというような流速を速めるような工事をやっておりますので、その部分は解消されているというふうに考えます。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

高速はその農用水路のほうだけではなしに、今のリサイクルセンターの後ろのほうも、あれ明かり部ですね、それで山伐ってきますから、緑というか植物が吸収する部分がなくなつて、ダーッと落ちてきますから水量増えますよ、流量はね。流域面積はある意味では広がるんですね、山伐ってきますから。かなり伐るでしょう、あれ。

それと、今度その関連の工事用道路でも伐るでしょう。もう予算に計上されておるじゃないですか。あそこへ新しく道路を広げるじゃないですか。ですから肝心の横手川を排水能力を高めんと開発、あれはね準用河川だからできないというのが、ずっと主張だったんですよ。補助金が付かんから。

ところがこの平成7年に基本計画と強行に毎回毎回申し上げて、今みたいに。私が主張したんです。このときの課長も覚えてますがね。それから10年以上経ってやっと手がついて

いる。そんな状況です、町長。ですから町長は自動ポンプにして本田さんと密接に連携取りながらやっておるておかしくないですか、町長、あなたの答弁は。行政が元をつくった人災やのに、いわば被害者に密接にやっておるから何か今後も、どんどんどんどん人間年をとっていくんです。町長あなたもそうです。いつまでもできませんよ。町長お答えください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は答弁させていただいたことは、間違いとは認識してません。今後ですね、本田氏と連携を密にしながら対応していくという姿勢は、間違いではないと思います。

6番 北村博司議員

続きますかと言うておる。皆年とるんですよ。あなたもそうや、私も。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは皆さん平等に年をとって、行政の責任者とかメンバーは変わっていくとしても、行政としてやるべき姿をとってもらいたいと思います。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

もうイエローカード出てますんで、とりまとめたいと思いますが、基本的にこの20何年間、いわば行政不作為というか、きちんと行政が自分の問題としてとらえずに、その場しのぎの絆創膏をあちこち貼るような、絆創膏大臣というのもいたけど、そのたんびにいや自動ポンプにした。いや枠つくった。抜本的な流量計算もきちんとせずに、どんだけの雨水まで耐えられることをせずに、その場しのぎでやってて、住民がそのたんびに行政側にクレームつけるというかお願いをして、やっと補助をもらってる。私は根本的におかしいと思いますよ。これは行政側がしでかしたことなんですよ。高速道路にしたって農免道路、町が事業主体だから余計そうですよ。そのときから絶対そうなると言うとるん。

ですから、密接な連携とってやなしに、町の責任を自覚して、今後は主体的にここの浸水問題の解決にあたるという決意をお聞かせください。それで終わります。決意を聞かせてください。主体的に取り組むということ明確におっしゃってください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この問題につきましては長い時間が過ぎておりますが、現在、このような状態になっております。行政としてどこまでこの問題を、もちろん抜本的に解決したいのはやまやまです。それは本田さんの意向も聞いたうえでですね、行政のできる範囲で取り組ませていただきたい。そう思います。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

どうも決意が弱いですね。全力挙げて取り組みますと、問題解決のために全力挙げて取り組みますとおっしゃってください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

何事においても精いっぱい努力するのが、私の信条であります。よろしくご理解ください。

6番 北村博司議員

終わります。

議長

これで北村博司君の質問を終わります。

議長

次に、17番 松永征也君の発言を許します。

17番 松永征也議員

17番 松永征也、一般質問をいたします。

1点目は、紀北町の「すがた」について、そして2点目は、障害者の就労対策について、それで3点目に、防災における空き家対策についてをご質問いたします。

まず、紀北町の「すがた」についてお聞きをいたします。

本町は人口の減少と少子高齢化が急速に進んでいる状況であります。さて、地方自治体の本旨は言うまでもなく、住民の福祉の増進を図ることであり、安全・安心で地域格差のない住みよいまちづくりを目指していくことであります。合併して早や2年が経過しようとして

おります。今後一層一丸となってこのことに向かってまちづくりの諸施策を展開していくなければなりません。

さて、三重県においては、国勢調査と最近の主要な統計データを基に、県下29ある市町の「すがた」を80項目にわたり分析し、公表いたしております。これには数値を比較、見やすくするための目安として順位を付けております。その中で、本町にとって特に順位が顕著なものについて、今後の本町のまちづくりの課題でもあると考えますので、ご所見等をお聞かせいただきたいと存じます。

まず、人口動態についてですが、本町はこの5年間で人口が1,399人減少しており、その減少率は6.55%あります。この減少率は県下29ある市町の中で4番目に高い率であります。また総人口に占める65歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は32.8%で、これは県下で5番目に高い率となっております。また死亡率は人口1,000人当たり16.1人で、県下で2番目に高い率であります。

中でも、ガンによる死亡者数は人口10万人当たりにして384人で、これは県下で4番目、脳血管疾患では183人で、県下で3番目と高くなっています。このような状況について、ご所見と今後の対策等についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、産業面についてですが、一農家当たりの経営耕作面積は44.6aで県下29市町の中で、25番目であります。これは本町は零細農家が多いことを表しているものと思われます。

また、15歳以上の就業率は51.1%で、27番目、うち65歳以上の高齢者就業率は17.7%で、26番目、女性の就業率は41%で27番目と、ともに就業率は低い状況であります。このような状況についてのご所見と対策等お聞かせいただきたいと存じます。

さらに、生活環境面におきましては、生活排水処理施設の整備状況は、これは残念ながら県下最下位の整備率であります。生活排水処理施設の今後の対策等についてお聞かせをいただきたいと存じます。

逆に本町が県下に誇れるものとしては、水道の普及率であります。紀北町はほぼ100%の普及率であり、亀山市、木曽岬町、朝日町、川越町、明和町と並んで県下で1位であります。また、刑法犯の検挙件数は人口1万人当たり22件で、これは県下で28番目であります。この結果は本町はいわゆる犯罪の少ない町であると言えるかと思います。

なお、これ以外の項目につきましては、県下のほぼ平均的な順位にありますので、申し添えいたしたいと思います。

以上は、紀北町の「すがた」であります。町民の皆さんは他の市町との比較において、地域差のない町の「すがた」を望んでいるはずであります。特に順位の顕著なものについてお聞きをいたしましたが、町長のご所見と今後の方針等について、お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

次に、障害者の就労対策について、ご質問いたします。

障害の有無にかかわらず、すべての人々が人格と個性を尊重され、お互いに認め合い、支え合って、等しく安心して暮らすことができる共生社会の実現が強く求められております。昨年10月、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の構築を目指して、障害者自立支援法が全面的に施行されました。これに伴い、身体障害、知的障害、精神障害の一元化が図られるとともに、住民に最も身近な市町村に主な権限が移管されたことによって、今後市町村が実施主体となって責任を持って障害のある方の諸施策を展開していくこととなります。

障害者自立支援法の目指すものは、障害のある方の自立と社会参加の促進であります。具体的には障害のある方の地域生活の支援と就労の促進であります。本町においては本年3月自立支援法に基づいて、紀北地域障害者福祉計画の見直しが行われたところであります。この計画の見直しにおいては、重点施策の一つとして福祉的就労の充実を図ることとしております。

しかしながら、現状は近年の地域産業の低迷などから、障害のある方の就労はほとんど進んでいないのが実情であります。また町内にあります紀北作業所や瑠璃ヶ浜、そしてヒノキの家といった各施設においても、施設の懸命の努力にもかかわらず、日々の授産事業が減少していると言われており、障害者本人に対する利用者負担金が増加する中で、工賃の低下を余儀なくされているのが施設の現状であります。

今後、町の業務などを含め、障害のある方の就労対策に町がより積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、町長はいかがお考えか、お伺いいたします。

次に、防災における古い空き家対策について、ご質問いたします。

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、大規模地震はいつ起ってもおかしくないと言われており、防災対策は急務となっております。

そのため、本町においては防災対策を最重要施策として、情報通信システムの整備をはじめ、避難所、避難路の整備等々積極的に防災対策の整備充実を図っているところであります。

さて、本町においては人口の高齢化や過疎化の進展などによりまして、地域においては所

有者不在の空き家が増加の傾向にあります。空き家の中には今にも倒壊しそうな危険な古い建物が町内あちこちで見受けられる状況となっております。

地震や台風等の風水害によって、もし倒壊するようなことがあるとすれば、隣接する建物への被害や避難路をふさいでしまうなどの二次災害の発生が危惧されるところであります。このような空き家で危険な建物が、今後も増加するものと思われますが、除去等について町としても何らかの対策が必要ではないかと考えますが、町長はどのようにお考えか、ご所見をお聞きいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えいたします。

三重県において発行されております「統計でみる県内市町のすがた」は、広範な分野から主要な統計データを選択し、合併後の29市町に組み替えて作成されており、町が将来に向かって各種施策を推進していくための貴重な基礎資料であると認識しております。

まず、人口減少の対策ですが、このことは大変難しい問題でありまして、まちづくりにとって重要な課題であります。本町におけるこれまでの人口動態の特徴は、就業機会が限られ、若者が都会へと流出するために起こる人口減少でしたが、今後は少子高齢化の影響により、人口の自然減が進むことが予想され、人口構造がアンバランス化し、地域の活力が低下することが懸念されます。

このような状況に対応するため、保健・医療・福祉などの充実に努め、子どもから高齢者まで健康で安心して暮らしていけるまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、若者の定住対策につきましては、企業誘致や町内企業の育成支援による就業機会の確保に努めるとともに、子育ての支援や定住の魅力を高めるなど、総合的にまちづくりを進めなければならないと考えております。

次に、悪性新生物及び脳血管疾患の死亡者数についてであります、確かに当町においては以前から数値は高くなっています、原因についてはいろいろ考えられると思いますが、特定できるものは難しいところであります。予防について一般的に言われていますのは、食生活や日常生活などの生活習慣に気をつけることではないでしょうか。

町としましては、各種ガン検診や、住民健診の実施により、ガンの早期発見や疾病予防に努めています。また、保健師、栄養士による調理実習や健康教育、生活習慣病教室を実施し、

予防に取り組んでいるところであります。

次に、産業面の経営耕作面積についてであります、議員もご承知のとおり、当町の地形は林野が全体面積の約90%を占め、耕作地は全体の1%に過ぎず、河川延長も短く平坦地は極めて少なく、農業条件の悪い地域であります。経営形態も大部分が兼業農家となっておりますので、経営規模につきまして地域特有の農業形態と認識しております。

ちょっとお伺いしますが、就業率についてはご質問なされましたですか。なかったように思いますが、しました。はいそれではお答えします。

就業率についてでございますが、このような状況については、私も十分認識しており、働く場が少なく、若者の流出と高齢化などにより、就業率が低くなっているものと考えています。そのため企業誘致や地域内産業の活性化による雇用創出など働く場の確保に努める必要があり、農林水産業や観光産業などの産業振興と連携強化を促進するとともに、高速道路の整備など、社会状況の変化に迅速に対応しつつ、地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくりを目指してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、生活排水処理についての今後の対策についてであります、議員ご指摘のとおり、平成17年度末における紀北町の生活排水処理施設整備率12.5%となっており、県内で29番目となっております。生活排水処理施策としては、公共下水道や集落排水施設、合併処理浄化槽等があり、それぞれの方法について検討いたしておりますが、当面は個人設置による浄化槽の整備の補助を行い、生活排水処理施設整備率の向上を目指していきたいと考えております。

次に、障害者の就労対策についての質問であります、障害者の自立につきましては、就労は大きな課題であります、昨年施行されました障害者自立支援法では、働きたいと考えている障害者に対して雇用施策との連携により、就労の場を確保するための支援、いわゆる一般就労できるような支援を目指しております。

しかし、現実の就業状況、雇用については大変厳しいものとなっております。本町における就労支援の対策としましては、尾鷲市と共同で尾鷲市社会福祉協議会に事業委託しまして、紀北地域障害者総合支援センターを設置したところであります。このセンターの事業の中におきましても圏域事業としまして、就業支援担当職員を配置し、尾鷲公共職業安定所、つまりハローワークですね。とも連絡を取りながら、就労対策に努めているところであります。

なお、紀北町役場での障害者の就業状況でありますが、6名の方が勤務しており、法定雇用率を満たしています。

議員ご質問の趣旨は、知的障害者の雇用のことだと思いますが、その人にあった仕事が、役場での受け入れが可能かどうか職場体験なども含め、検討しているところであります。

次に、防災としての古い空き家対策についてのご質問に、お答えいたします。

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けておりまして、これらの地震に対する備えはしっかりと防災対策を進めていかなければなりません。議員ご指摘の古い空き家につきましては、町内にはところどころで見受けられます。地震や台風等によって倒壊し、避難路を通行不能にしてしまう恐れがあります。が、個人家屋の除去となりますと、さまざまな問題点がございます。

まず、家屋の所有者の承認、撤去費用等がございます。行政の対応といたしましては、非常に危険な家屋については地区とも相談しながら、所有者本人に撤去等を促す方法を考えていきたいと思っております。

また今後、国、県の施策により、新たな支援制度が確立された場合には、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

人口の減少とですね、高齢化率の高いということはこれまでにもですね、指摘されてきたところであります。しかし、今回この県の公表によってですね、その死亡率は県下で2番目に高いと、そして中でもですね、新生、ガンによる死亡率は県下で4番目、それから脳血管疾患はですね3番目と非常に高いということであります。町長のさきほどのご答弁では以前から高かったということでありますですね、そしてこれ以外のデータとしても国保の医療費をみてもですね、昨日同僚議員からも指摘がありましたが、お一人当たりの医療費はこれもですね、県下で2番目に高い。そのために昨日のようなその高医療費町村という指定をですね受けているような状態なんですが、何とかですね、対策をですねとっていかないと、病気が多いということは住民は大変不幸なことです。原因はですね、いろいろ複合的であろうかと思いますが、生活習慣病が引き金になっているということは事実だと思います。

検診による早期発見、早期治療のほかにですね、毎日の正しい食生活が重要だと思います。お聞きいたしますが、紀北町には栄養士が配属されているわけなんですけども、聞きますと兼務しているようなことを聞くわけなんですけども、それが事実なんかどうかですねお聞き

をいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

兼務はしておるとは思いますが、詳しいことは担当課長に答えさせます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議員の質問に答えさせていただきます。

栄養士につきましては、地域保健係のほうに配属されていまして、地域保健事業の中でですね、やはり栄養士もですね、ほかの仕事にも絡んでですね、兼務を行っております。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

どういう業務をね兼務しているのかねお聞きしたいんですが、私はちょっと知る限りでは献血の業務も携わっておるようなんですねけれども、献血もですね、最近高齢化が進んでおるもんで、かなりその人数の確保ですね、時間がとられておると思うんです。せっかく栄養士を配属されていながらですね、そして町民の病気がこんだけ多いということにもかかわらずですね、栄養士が他の仕事を兼務しているということは、ちょっとどうかと思うんです。

そしてですね、福祉保健課の業務はですね、高齢化がどんどん進んでおりますね、毎年。これによってもですね、その福祉保健課の対象者がどんどん増えているということにもなるわけですね。そしてですね、また一方で住民に身近なところでという国の方針ですね、福祉保健課の業務は、これまでかなり県でやっておりました。しかし、もうどんどんと県からですね、町へ移譲されてきております。栄養士の仕事もそうです。以前は保健所でやっておったのが、今町でやることになっておるわけなんですねけれどもね。このように業務量がこれまでと比べて増えてきているにもかかわらずですね、職員の数はですねほとんど変わっておらんわけですね。このようですね住民に直結するような業務についてはですね、職員の適正配置を十分に考えてほしいと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

職員の数の削減も行政改革の一つ重要な部分であります、議員がご指摘されるように社会状況、つまり少子高齢化によってですね、福祉保健課の対応する人口が総体的に増えていると。であれば、よく担当課とも協議をしながらですね、適正な職員配置を考えてまいりたいと思います。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

もう一つお聞きいたしますが、町村合併のですね、大きな目的はですね、目的の一つですけどもね。小さい町ではですね職員が兼務が多いと。しかし町が大きくなれば職員はですね、専門的な業務に専念できると、したがって、住民サービスが向上するんだということも言われておったわけですね。

しかし、これまで見てみると、このことが生かされていないように思うんですけどもね。今後の運営についてもですね、町長の考え方をちょっと、このことについてお聞きしたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご承知のとおりですね。国の地方交付税、あるいは国自身が歳出を削減しております、町としてもどうしても行財政改革を着実に進めていかなければならない状態にあります。これは紀北町のみならずですね、どこの自治体においてもそのような一般的な傾向あります。その中で職員のそうですね、定年退職に対してですね、今まで採用しなかったこともあったかも知れませんけれども、これ19年度以降少なくとも1年に1人は採用してまいりたいという、そうしないと職員構成がアンバランスになってくる場合もある。

ですから、それは堅持していきたいと思いますが、効率的な職員の配置ということもご理解をいただきたいと思うんですね。ですから、歳入が少ない、歳出を抑えろという中で、行政のサービスを下げていかないような仕組み、考え方、大変難しいですけども、その方向で考えていきたいと思います。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

私の申しているのはね、職員を増やせじゃないわけなんですけれども、やっぱり分野によつてはね減らすべきだというところもあると思うんですけれどもね、そのようなことにひとつ十分検討もお願いしたいと思います。

そしてですね、栄養士の業務なんですけれども、せっかくですね、栄養士が配属されてもですね、ほかの仕事をしておるということは、本来の活動はできないわけで本当にもつたないと思います。栄養士の業務なんですけども、地域にどんどんと出ていってですね、低く一般住民にその正しい食生活を研修等を行うというようなこと、それからですね、いろいろのデータの中から、必要と思われる家庭についてはですね、訪問指導するというようなことをすべきだと思うんですが、町長、いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘は大変ごもっともだと思いますし、現在でも栄養士等々がですね、町民の皆様と直に接触する機会を増やしてですね、より高度な食生活の知識等を普及していくことは大切だと思っております。今後よくその辺についても協議をしたいと思います。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

是非、お願いしたいと思います。

次にですね、産業面についてでありますけれども、一農家当たりにの耕作面積はですね、県下25番目、零細農家が多いということで、町長は農業形態、この地形からしてなんやということなんですけどもね、農業はご承知のように本町の地場産業の一つでもあります。また、農業振興させることによってですね、さきほどお聞きしましたように、住民の就業率は27番目ですか、低いわけですね。この町民の就業の機会にもつながると思うんですが、そのためにはですね、農道とか用排水路なんかいわゆる農業基盤の整備を行ってですね、農業がしやすいような、省力化を図ることが必要ではないかと思うんですが、これについてですね、現在、中山間地域総合整備事業計画が策定されておると思うんですが、その進捗状況はどのようなことなんか、ちょっとお聞きしたいです。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことについては担当課長が答えます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

松永議員の質問にお答えいたします。

中山間整備事業の進捗状況でございますが、議員もご存じのように紀北町において海山区、長島区において地元の聞き取り調査が2回ございました。その要望を県のほうへ申し込みまして、県とのヒアリングが8月から9月まであります。県におきましてはその後、農政局とのヒアリング、また農林水産省とのヒアリングもあるということを聞いております。

その後、11月後半には、事業内容の採択になるという情報があります。今のところ以上でございます。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

中身のことなんすけどもね、本町は国道42号線をですね走ってきましても、耕作放棄地は目立って多いと思います。この中山間地域総合整備事業はですね、平成27年度までの事業計画だろうと思うんですが、将来を見据えたですね、新しい農政を取り入れてですね、是非この計画を真剣に取り組んでいっていただきたいと思いますので、要望ですが、お願ひいたします。

それから次は生活排水ですね。生活排水の整備状況でありますが、県下の最下位であるということですね、全国平均は80.9%ですね。それから三重県の平均は67.9%であります、本町はわずかの12.5%であります。このようなことから本町ではですね、生活排水の88%の汚水はですね処理せずに、そのまま流しておるというようなことになるわけなんですけれども、町長のご答弁ではですね、まだ今後も個人による浄化槽によって、何と言うんかこれまでの形で進めていくということなんですが、このワーストワンになっておるわけなんで、これはですね重点的にですね、整備を図っていかなければならないんじゃないかなと思うんですが、個人にですね任せておれば進まないと思います。合併浄化槽市町村整備推進事業というのがご存じでしょうが、ありますね。この事業によって整備したらどうかと私は思うんですけど、いかがでしょう。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご指摘されました市町村合併槽の整備事業はですね、これはもう検討しておりました。

この町、新しい町でね。しかしながら、相当な町の負担があります。それで今のところ現行のようないく合併浄化槽の補助事業で進むということが、大体方向づけられております。一つお伝えしたいのはですね、このように合併浄化槽は遅々として進みませんけれども、町内には単独槽が 5,000件ぐらいあるんです。それをですね県や国に対して特別な支援を何とか合併槽に変えるときの支援を要望していくべきかなと、私が考えておるところであります。

以上です。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

本町はご承知のようにですね、県下でも有数の漁業の町でもありますのでね。是非検討していただきたいと思います。

またですね、浄化槽設置するにしてもですね排水、流すところがね、ないんですね。したがって、うちではですね道路の側溝とか地下浸透ですね、これは地下水の汚染につながると思うんですが、そういうところが多いわけなんです。したがって、その排水を流すところも合わせてね、今後整備をしていく必要があるんではないかと思うんですが、これは要望としてお願ひしたい思います。

それから障害者の雇用の件なんですけども、障害者自立支援法全面施行が行われておるわけなんですけども、これに伴ってですね、国ではですね障害者の雇用促進等に関する法律の改正も行われております。したがってですね、国は障害者の雇用対策に福祉から雇用へといふことでですね、かなり力を入れておりますし、全国的にもですね、この雇用対策は広がりを見せておると思うんです。今後、本町においてもですね民間企業等への雇用の拡大を図っていくためにもですね、町がまず率先、垂範をしてですね、いくことが必要ではないんかと思うわけなんです。

三重県内においてもですね県では、三重県ではですね 3年ほど前から職場実習モデル事業を実施しております。知的障害者の方の受け入れをしておるわけですね。県内のほかの市町においてもですね、そのような広がりがですね、見せつつあると聞いておるわけなんです。

本町においてもですね、身体障害者の方についてはご答弁では6名ほど採用しておるということなんんですけども、知的障害者の方についてもですね、まず公的なところで臨時的でも良いと思いますがですね、受け入れをして町内民間への雇用拡大への垂範にしていただきたいと、公的なところでまず考えてほしいと思うんですけども、町長も検討するとは言われておりましたが、もう一度ですね、お考えをお聞きしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

役場でのですね、知的障害の方々がこの受け入れることが可能かどうか、その辺のことも含めて職場体験などもしながらですね、今後も続けて検討していきたいと思います。知的障害者についてね。そういう考え方を持っております。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

一つの例としてですね、現在、紀北作業所ではですね、3級ヘルパーの資格取得を図っております。現在3名が研修を受けておる。その中で1名はもうすでに資格を取得をして、紀勢町のですね「ほたる」のほうへ就職をしました。自宅から通っておるんですけどもね。あと2名は研修中なんんですけども、その方についてはですね、みやま園が実習を引き受けてくれて、かなり協力的なんですね。まずこのことも伝えたいと思います。

それでですね、もう一つ、授産事業がですね景気の低迷などによって減ってきておりましてですね、各施設においてはですね、仕事の確保に困っておるような状態なんです。尾鷲市ではですね、今度できた熊野古道センターの仕事とか、またいろいろ、ほかいろいろとですね発注があって、かなり助かっておるようなんんですけども、紀北町ではそういうことがないと、特に紀北町はですね、町はこれまでですね、そういう授産事業発注したというようなことは、まず皆無じゃないかと思うんですね。今後ですね公園等の清掃とか、また社会福祉協議会にあるシルバー人材センターですね、そこらとの連携などについてもですね、町はひとつ是非ですね、お考えをいただきたいと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、提案的に、例えばですね公園の清掃と言わされましたですね。それなんかは特にですね、よく頭に入れてですね、今後この知的の障害者を持つ人たちが働く何かがないかということを、よく探してまいります。

議長

これで松永征也君の質問を終了いたします。

議長

ここで暫時休憩いたします。

1時半より再開いたします。

(午後 0時 25分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 30分)

議長

次に、11番 入江康仁君の発言を許します。

11番 入江康仁議員

11番 入江康仁、議長の許可をいただきましたので、今9月定例会においての私の一般質問を行います。今回の質問は大きく分けて4つの質問でございます。

一つは、6月議会に質問したやすらぎ苑の助成について、前回の答弁は、町長は財政改革にあたり、今期は財政改革をみながら来期に考えたいという答弁をいたしております。私も執行権は町長にありますから、来期には是非というような形で質問を閉じましたが、しかし、6月からこの9月の定例会までに、町民の皆様から「何で来期だ。すぐにでも執行してほし

い」という町民の意見や要望がありました。この町民の意見、要望をどう考えていますか。

また、お魚らんど移転問題について、9月10日調停はどういう内容であったか、お聞かせ願いたいと思います。

また、ここでですね、今定例会の1日目にですね、私がこの問題に関して業者が居座ったらといったことを言いましたが、居座るということは業者に対して大変失礼な言葉でござりますので、営業を続けたらということに訂正いたしたいと思います。

また、もう一つはし尿収集について、メーター等についての業者との話し合い、またその話し合いがあったならば、その内容説明をお願いいたしたいと思います。

また2つ目は、透析患者の通院費用の助成についてでございます。今回、総理大臣候補の福田さんは、これは伊勢新聞の9月17日の伊勢新聞なんですけど、その中で福田氏は障害者自立支援法の抜本的見直しや、高齢者医療費負担増の凍結検討など、弱者らへの配慮を打ち出しております。

また施策公約として「希望と安心の国づくり」「若い人に希望」「お年寄よりに安心を」と題され、基本理念として「自立と共生の社会」を提示し、特に留意すべき点として、第一に年金、医療、介護をあげています。多分町長、福田総理がなると思います。その中でですね、福田総理になると思います。町長そういう中において、町としてこの施策を先取りして、この紀北町を福祉の先進地としてやってはどうか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、ヘルパーについてフォローしていく法律が極めて狭くなり、そのしわ寄せが要支援者、要介護者を直撃し、運送輸送に関してはヘルパーを切ってきました。例として1,200円程度で良かったものが6万2,000円ぐらいになったと聞いております。少しでも助成をすることができないか、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

3つ目は、水道水源保護条例について、また産廃訴訟敗訴についてであります。これはこれからのですね町の発展、そして町民に対して大きな問題であるから質問いたします。

私は常に行政は法を守り、法を正しく執行し、何人にも平等にしていれば訴えられても、訴えても、裁判に負けることがないと言い続けてまいりました。今回、敗訴したことにより、町長として、また町として、なぜ負けたのか。またどういうことがいけなかったのか、問題点と反省すべきところは何だったのかを教えていただきたい。またそれは、町民に対する知らせる義務があると思うからでございます。それは大量な町税金を投入して敗訴しているからであります。町長の考えを聞かせてください。

4つ目は、海山リサイクルセンターに係る財政問題についてでございます。今回いろいろなダイオキシン問題等々がありました。その中でですね、補修するとして今回も予算が計上されております。しかし、今現実、長島のほうで1つで処理を行っていますが、1カ所でできないのか。またその町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

あとは自席において行います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問にお答えいたします。

やすらぎ苑の、また海山区の助成金についてですが、このやすらぎ苑のバス助成については、苦渋の決断として19年度から廃止し、補助金制度の復活については行財政改革の実行計画全体の成果や住民の声を見据えたうえで、この1年間は最低検討期間として対応したい旨を、6月議会定例会でお答えさせていただきました。引き続き町民の皆様の声に耳を傾け、行財政改革の達成状況等を踏まえ、検討を続けていきたいと考えています。

なお、海山区の状況ですが、火葬場、浄聖苑においては、個人の車で火葬場に来ることが定着しており、今年度に入り、マイクロバス等で来られたケースはありませんが、そのことも含めて検討させていただきます。

次に、お魚らんど移転につきましては、6月議会の当施設に対する議員のご質問に対しまして、町の基本的な考え方をお示ししたかと思いますが、ご質問の中で、当施設の移転先としてご提案のあった「道の駅海山」の入り口付近にあるビオトープ用地の活用について、検討した結果を申しますと、国土交通省紀勢国道事務所の「道の駅」担当者と協議した結果、国土交通省としては当用地はあくまでビオトープ用地として整備されたものであり、その目的は簡単には変えられるものではないとのことでした。

また、「国有地内の商売は原則できないので、物産販売関係施設としての利用は無理である」と言われましたので、町としましても、当用地に移転することは無理と判断したことを、まず報告しておきます。

次に、9月10日に開かれた当施設の調停内容ですが、先日、議員の皆様への報告会でもお話ししましたように、お魚らんど海山の移転問題については、現在調停中でありますので、調停手続きにつきましては、一般的には具体的な内容や当事者の主張、提示された調停案等を公表することは、当事者のプライバシー等を侵害したり、話をした内容が一人歩きして、

当該調停手続きの円滑な進行に支障を及ぼす恐れがあることから、公表することは適当ではないとしておりますし、情報公開法では個人に関する情報は原則として非公開とされておりますので、私としましても同様に考え、今回は形式的な内容のみをご報告させていただきます。

報告会での内容説明の繰り返しになりますが、施設参入業者らが平成19年6月1日付けで提出した相手方ら、つまり国及び町ですね。からは申立人らに相当の解決金を支払うべきであるという趣旨の調停申し立てが津簡易裁判所に受理され、去る9月10日に、津簡易裁判所で第1回の調停が開かれました。

調停の方法は、調停室に申立人側、相手方町、相手方の国、申立人側、相手方（国と町）という順にそれぞれ個別に入る方法で呼ばれ、2人の調停委員にそれぞれの主張をする形で進められました。

その結果は、先に入室した申立人らは、申し立て趣旨にある「国及び町は、申立人らに相当の解決金を支払うべきである」とすることには触れず、「継続して営業したい」とする新たな申し入れがあることを調停当日に口頭で調停委員から伝えられました。

このことを受け、町及び国は、申し立て趣旨と違う申し入れがあったのでは、この調停で即答ができないことを伝え、第1回目の調停は合意に至らず、次回の調停期日を指定期間満了前の9月28日に決めた次第です。

以上が、ご報告できる内容でございますが、当事者間での合意に至り、手続きが終結しましたときには、手続きの円滑な進行について考慮する必要性が失われますので、全容をお話しできるかと思いますので、ご理解のほどお願いします。

次に、し尿収集についてメーター等についてでありますと、去る9月4日、5日に本町のし尿汲取り及び浄化槽清掃業許可業者である2業者と話し合いの場を持ちました。町といたしましては、正確な計量を行うことは町民の皆様との信頼関係を築くうえからも重要なことと考えておりますので、議員ご指摘の収集車にメーター設置する等含め、わかりやすい料金体系の確立にご協力を願いしたい旨の申し入れを行いました。

計量メーターの設置については、現在のところ県内で導入している業者はおらず、高額の設備投資であるため、導入するのは厳しい状況であるとのことでありました。町といたしましては、他の方法も含め、引き続き許可業者との連絡を密にして、話し合いを行っていきたいと考えています。

次に、透析患者への通院費用の助成についてでありますと、現在、紀北町には約70名ほど

の方が人工透析を受けられ、そのほとんどの方が尾鷲総合病院に通院されているものと思われます。また、その通院の方法としては、バスなどの公共交通機関、NPO法人等が実施しています福祉有償運送、そして自家用車によるものと思います。

この助成制度につきましては、県下の自治体におきましては半数以上の自治体がこの通院にかかる費用につきまして、何らかの助成を行っております。内容につきましては、車のガソリン代やタクシーの利用券などでありまして、一部条件が付けられています。このような状況ではありますが、財政が苦しいといわれています東紀州地区の市町については、現在のところ助成を行っているところはないようになります。

財政の厳しい本町としましては、今すぐの実施は難しいものがありますが、条件などを整理し、検討してまいりたいと考えております。

次に、水道水源保護条例の整備についてどのように考えているのか。水道水源保護条例につきましては、合併時紀伊長島町において産廃訴訟が係争中でありましたので、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、紀伊長島町水道水源保護条例と海山町水道水源保護条例を、それぞれ暫定的に引き続き施行しているところあります。

紀伊長島町水道水源保護条例と海山町水道水源保護条例には、水源保護地域や対象事業等の定義に違いがありますので、近い将来これらを整備しながら1つの条例にまとめていきたいと考えております。

産廃訴訟はなぜ負けたのか、その問題点と反省点は。

水道水源保護条例に基づいた協議手続きの際に、町は水道水源保護の趣旨に合うよう水量の限定をうながす等の適切な指導、業者の地位に配慮する業務を怠った点で処分が違法であるというのが判決の趣旨であります。町側の配慮義務に欠けた協議手続きに問題があったということでありますが、町といたしましては、できる限り協議を尽くしてきましたが、それ以上に裁判所の配慮義務に対するハードルが高かったことと受け止めております。

今後は、業者との協議を十分にするなど、最高裁の決定の趣旨を踏まえて、紀伊長島町水道水源保護条例の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、リサイクルセンターについてであります、議員もご承知のとおり、本町には旧町で建設いたしました RDF処理施設が2施設あります、施設の規模はそれぞれの人口規模に応じて建設されているのが現状であります。このことで合併後に2施設で稼働することといたしまして、利用できるものは利用し、また個別に入札していた燃料等については一括して入札を行い。できるだけ経費削減に努めてまいりました。

しかしながら、両区のRDF施設の処理方法に違いがあり、海山リサイクルセンターは製造したRDF固体燃料の約4割を燃焼し、製造過程の乾燥機及び事務室等の空調施設の熱源に利用し、残りを三重県RDF発電所で処理委託しております。また、紀伊長島リサイクルセンターにはでき上がったRDF固体燃料を、全部三重県RDF発電所で処理委託しております。

のことからランニングコストにおいて、平成18年度の両施設を比較しますと、海山リサイクルセンターのほうが1t当たり約1万円ほど安い試算が出ております。また海山リサイクルセンターにおけるダイオキシン類基準超過の対策により、本年3月から紀伊長島リサイクルセンター単独で処理しておりますが、その経費と昨年の両施設とも稼働していた同時期の経費を比べますと、現在、紀伊長島リサイクルセンター単独稼働時のほうが、電気代、燃料代、RDF処理委託料等が高くなっていますことから、まず海山リサイクルセンターを早期に再開し、当分の間、2つの施設で処理することとして、今後処理にかかる財政負担等を考慮して、2つの施設のあり方を考えてまいります。

以上でございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、そのやすらぎ苑の町長、その行政改革の中でということでは、これは6月には私も十分答弁をもらってわかっておるんですね。しかし、やはりもう町民としては、やはりもう今本当に町も財政が苦しいかもわからないけども、町民たちも苦しいんだと、そういう中にいて、できるならば早くもっとやっていただくなれば、早く何とかやっていただけないだろうか、そういう要望があるわけなんですね。

それでそこ、さきほどの松永議員の中ですよ、読み上げたように地方自治体の本旨は、住民の福祉の増進を図ることである。住民が安全・安心でというようなことを言われております。そういう中でですね、今回の当初予算から言い続けてきたのは、やはりこの福祉に関する予算が削減されてきたというところに、大きな問題があったわけですね。そして一つでもその成果を見るのが確かに必要かと思います。

しかし、この金額がね、何千万円だとか、何億円だとかいうのだったら確かに私無理は言いません。しかし、本当にこれ町の中から、住民にするサービスがですよ、長島町のときの200万円、そしてやはり海山区も一緒になったんだから 200万円、しても 400万円です。80

何億円かのこの予算の中でですよ。この 400万円を補正上げたとしても町民は誰も文句は言わないし、それこそ私は一貫して言っている「合併して良かったな」という言葉が早く聞こえるためにも、これ一つひとつ重ねていってほしいというのが僕の願いなんです。

それじゃこの結果が出たからと云うて、来年そしたら上げようかというんじゃなくて、町民の声、町民を重視した町政を行なうためならばですよ。なぜ今、声が出ているこの予算付けをなぜできないのか。今回はもう補正も予算も上がってます。だから12月議会からでもいいんです。町長、そこの住民の本当にこの小さな額だけど、住民にいたっては大きな額。そこのことの町長の考え方ですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃる意味は先の 6 月議会でも承っております。しかしながら、そのときの答弁と趣旨はかわりませんが、ここに行財政改革の中で、この 200万円を削減させていただきました。町民の方々の要望があろうかと思いますが、すべて切らせていただいたことについては復活の要望がありましょう。しかしながら、これ当初予算で 1 年間の予算を決めさせていただいたわけで、これを途中で補正でこれを予算付けをするということについては、趣旨はよくわかりますけども、執行部の私の姿勢として非常に難しいことであろうかと思います。

ですから、先の議会でも申し上げたとおり、この 1 年間の成り行きを見てですね、その成果、その結果、その 20 年度の当初においても財政状況、社会状況、住民の要望等を勘案したうえで判断をさせていただく、そのほうがより納得がいけるのではないかと考えております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、本当にこのね予算、今回も補正予算も出てきた。いろんな中でね、本当にちょっとした無駄づかいを、これはなと思ったのたくさんあります。今回も山本線のあの踏切線にかかる約 2 億 5,000 万円ぐらいの計画の中で、今まで 1 億 2,000~3,000 万円使っているかな。そして今度はこの踏切を 1 億 2,000 万円ぐらいまだ残っている。これをやろうとしている。今、確かにあの踏切に関しては今までがもうピーク過ぎたわけですよ。あの踏切を広くすることによって、今のままでそんな不自由はないですよ。その 1 億円という今度お金を、そういうとこにぼんぼんぼんぼん使ってですね。人命と踏切の幅を広くするのと、どち

らが大事ですか。町長、お聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

額の比較ということもおっしゃっておられるけども、あの事業は永長線の事業を指していらっしゃると思うけども、これは長年の紀伊長島町の課題でありまして、これをこの際、整理していく、完結していくということは社会資本整備のうえからも非常に重要である。高速道路に鑑みてこれを進捗させたいという私の考え方であり、もちろん議員がご指摘くださいました命、福祉関係の命の重要さはこれは申すまでもなく、大切であることは認識しております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ですからね、町長は財政改革を楯にいろんなことの削減やったわけですから、だから私はその財政改革をするんならば、この1億円を早急にしなくともまだ延ばせるわけですよ。車社会の人口が過疎になってくる中で、車社会のあそこを通る台数もものすごく減っていると思う。これから増大しようとする、また事故が起こるかもわからないというのだったらわかりますよ。もう車、紀伊長島区においては車社会のもうピークは過ぎたんですよ。あそこも本当に調べてもらったらわかるように、通る人は一番の危険なときにはもう過ぎているわけです。なぜ今、そういうことまでにどんどん上げて、そういう福祉の管轄、今回の当初予算是福祉に関するものにあまりにも切りが多かったということなんです。

だから、改めるところは町長、改めてね。結果が出るまでもできることは住民のためなんですから、何とか12月にできないですか、そこはどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

何回も申し上げるようですが、12月から3月までは3ヶ月あるだけなんで、そのところまでお待ちいただきたい。その時点で検討させていただくということで、ご理解をいただきたいとお願ひいたします。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そのね町長、3ヶ月というけどね、このやはりね、この1年というものに対しては、この1年で亡くなった方と、またこれから実施される方との差別が出てくるんですよね。この1年間に亡くなった方々は自前だと、一瞬に切られて1年間は自前、また今度は復活したときには、今度はこの対象として、この1年間になった人たちには法律から言うたら遡及になるけど、そういうような中で支払う気があるんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あなたの論理でいきますと、これまでその助成をしなかった人たちについての配慮も、これは必要になってきます。ですから区切りのいい1年というのが、私はベターであると考えております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね、その1年のこの差別ですね。差別に関して、1年間もらえなかった人に対しては払えるかと、払ってやってくれるんですかということなんですよ、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在のところ、それは考えておりません。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではこの1年亡くなった方々は、もう町長あなたの顔を眺めて辛抱せなあかんということなんですね、町長。そやけどさ町長、そういう差別はとにかくないようにね、したってもらわなあかんと思う。とにかくできれば町長、本当にたかがと言うたらまた怒られるかわからんけども 400万円のことです。3ヶ月でもまたその差別が縮まるんだったら、これ町民もまた納得することですから、できれば早くやったってほしいと思います。そこはどうです

か。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げたとおりよろしくご理解いただきたいと、お願ひいたします。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ続いてですね、そのお魚らんどの調定のいろんな報告を受けましたが、先日ですね、1番議員さんが言われた、そのやはりインターの変更がこれ2回目だと、私どもはこの最初から携わってなかったから知らなかったけど、第1回目の7月、去年の7月31日ですか、そのときに提示した国交省か町か知らんけど、地元の住民に対する説明とは違っていると、今のインターの位置と、そこはどういうことなんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

インターの位置は当初国道に、42号に直結するという計画であったと記憶します。

しかしそのときに、地元説明会でそういうするためには42号の嵩上げをしなきゃいかんということ、それはその地域の住民の皆さんの反対を受けてですね、それではそういうことがないようにということで、今の形ができ上がったものであります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

国道42号線の嵩上げをすることによって、地元住民の方々の反対があったということなんですか。それで今のお魚らんどに位置するところにインターが変更になったということなんですか。そういう中でですね、そんならね町長、やはりこれはこのお魚らんどは行政が補助事業でやった一つの事業ですよね。だから移転するにもこれやったら町は撤去しやすいわと、そういう中で、なぜそんならここに来たのか。その経緯をちょっと教えてください。そういう町も、そういうような助言をやったんじゃないですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員の質問の、私が答えられる部分は答えます。

町がそのような助言はいたしておりません。

それでその辺の事情については、建設課長が答えますので、ご了解ください。詳しい、よく知っていますから。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

海山インターの位置についてお答えいたします。

インターの位置についてはですね、平成8年の11月にですね、都市計画決定がなされていまして、インターの位置そのものは全く変わっておりません。ただ、42号からのアクセスの関係ですけども、当初の計画はですね、お魚らんどの42号の前に、内柱川という県が管理する2級河川がございます。その河川を超える段階でですね、当然河川の断面を確保するということで、通常の河川に一般的にいいます余裕高というものを確保する必要がありまして、それを確保するには約、今の国道からですね1mほどの、以上の高さになりますので、それに伴いまして国道を約1mほど嵩上げする必要があるということの中で、住民説明会をこうなった結果ですね、周辺の方からですね、国道を上げることによっていろいろな弊害が出てくるというようなことがございまして、その辺のところを調整の結果ですね、現在のような形状になったということでございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然ですね、この私どもはこのインターが当初からの計画だとは思って、私は今まで質問してきた。しかし、これは変更やっているということの中で、今話をいろいろ聞いていますとですね、当初の計画のとこの地元の住民の2、3の人が反対したから、その意向付けて変更したとね。今度は変更した位置はお魚らんどです。これ行政だと。当然国交省としてもですよ、地元の個人の方々を説得するよか、当然行政を説得したほうが早い。行政はまたそれに対して協力する義務づけというのか、そういうことはもうありますから、当然国交省としては、これはしやすくなるだろうと、しかし、ここに問題はとにかくこのお魚らんどのある、

今、一生懸命やっている業者の方々ですよ、町長ね。

だから、これを何とかしたら何も問題ないわけですよ。だからこれが調定にまで持ち出すようなことでは駄目ですよということを、私は言いたいわけですよ。だからこれで2回目にこれ変更しているんだったら、3回目でも変更できるでしょう。これが実際言うたら最初、当初反対した個人の人たちのことで変わった。これが今度は個人のとこだったらどうしますか、これ。また反対したらまた変更でしょう。変更できるわけでしょう。そういうとこはどうですか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そこからちょっと見えにくいと思いますけども、最初はここまであったんです。これ42号ですね。ここにお魚らんどあります。ここまで計画、最初の計画やったんです。これをここに建てるにはここの道路上げなきやいかんというんで、弊害が出るというんで、これをここ、こっからこう延ばしたわけなんです。いやいや議員にはわかってほしいからね。もちろんそうですが、まず議員、議場でやってますから、そういうわけなんです。ここまで最初あったんです、計画は。ここからこう回ったんですよ。そういう経過ですから、ご理解をいただきたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、その嵩上げはね、どういう嵩上げをすることによって弊害があるから、変更になった。そうでしょう。42号線嵩上げしなくちゃならんと、だからそれがどのぐらいの嵩上げで、本当に町としてもですね、それがこれを立ち退きまですることの意味があったか、それとも嵩上げしたら順調に皆そのまま行けたんじゃないですか。そういう、どういうような弊害がかったのか、そこをお聞かせ願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

嵩上げの高さは大体1mぐらいと聞いております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、1mぐらいやったら、そんなにも何も問題ないんじゃないですか。まだこれの、今までこれ業者に関しての立ち退きの中でですよ、調定まで入ってこれ裁判になるかわからん、どっちのほうが問題大きかったん。当然、国道の嵩上げはですね、これは国がやってくれる。町の何も負担がなくてできるわけですよ。そこはどう考えていますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

地元の方々のご意見を尊重されたものと受け止めてます。その結果だと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

地元の反対しているのが2、3人と聞いています。そこはどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

2、3人とも言われておりますが、2、3の方々の意見として集約されたんではないかなと思います。そしてそれを取り入れるということには、それ状況の判断があったものと思っております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然ですね。これは現実にですね、もう調停に入って、もうなっております。だからもう町長、その中でですね、こういういろんな問題のある中で、調停もスムーズにしてですね、やはりどうしても移転しなくちゃならんのだったら、どっかにやはり町は責任持って移転するようにしてやってほしい。ね、町長。

それでなくてはこれ絶対に業者は営業し続けたら、絶対国交省もまた変更になると思うんですね。それはどう思います。町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その営業のものを移転することについては、もう第1回の調停でですね、業者はそれは望んでいないわけなんです、もう。あれを聞きますと、つまり今の現時点での営業を続けたいとおっしゃっておられる。大変厳しい。それで移転についても厳しいと私は考えてます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや、それはね町長、やはり町の今までの姿勢として、町は移転先は移転しないと、もうこの事業は終わりだということを言っているから、移転先どうのこうのじゃなくて、業者はもうそんなら移転先がないんだったら、ここに止まるよと、ここで営業させてもらうらということに変わったんじゃないですか。

ただ、当初は言っておったのは移転先もわかっていないね、何も業者必ず協力したと思しますよ。そこの話の食い違いをこれしっかり聞かせもらわないと、どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その適地にどっか町有地と言われたけども、そこにもいいとは思えないし、移転することそのものについてはさきほど、前にも申し上げたとおりですね、高速道路が来ることによって、車の動き、人の動き、それから周辺の状況が大きく変わってくるだろうと、そのようなリスクを負うべきではないというふうな考えが基本になります。

以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいやその高速道路の来たときのリスクって、何を対象にリスクと言うたん、ちょっと理解。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

高速道路が来たときに、42号を通る車というものは激減するんやないか。それから状況はいろいろ変わってくるだろう。町の施設としてもうかなりの予算を投入するについては、大変問題があるのではないかと、私は判断しております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、あんたそれ言うたらあかんよ、町長。あんたは高速道路が来ることよって、集客人数を増やして、観光地としてこの地域を発展させんだと、あんた言っているんですよ。それを今度はもう激減するということは、激減することを想定に皆やっていかなければならぬということを、あんた反対のことを言っておるんですよ、町長。

だからあんたの答えは一貫性ないというのは、ここなんですよ、町長。この問題に対しては激減する。しかし、大きな町の方針に対しては集客率上げて、観光としての紀北町をつくり上げていくんだと、ここのこの態度はどういうことなんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

全体的にはね、この高速道路が来ることよって、通過地点にならないように紀北町の魅力をつくりていきたいということはあります。しかし、42号線上の状態については今の時点では、おそらく減るだろうということは基本にあります。そういうリスクの中で、税金をかなりの額投入することは私としては避けたい。そのように考えます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや私はそういう今ね、これはお魚らんどの枠を越えたもう答えになってしまふ。質問になってしまふよ。あんたは紀北町が今言ったように、観光集客をどんどんやって観光で紀北町と、それと今度は激減するという言葉を言いました。これはもうお魚らんどのような問題じゃないんです。町全体の問題ですよ。これはもうきちんと答弁してもらわな困る。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あの激減という言葉は厳しかったら、減少すると言い換えます。そのね、いやいや私の意味を曲解しないでください。あそこのお魚らんどのあのエリアにおいて、相当数は減るだろうということは、誰しも考えることなんです。そういうことを言っているんです。町全体激減とは言ってません。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そやけど町長、ちょっと今の答弁、これ皆議員の方も理解できるかな、これで。そんなら海山区はもう過疎になるということですね。海山地域。いやそうでしょう。高速道路、インターここにしかないやないか、インターは。そうだろう、インターここしかないのに、ここがインターが減るということは、海山区はそれじゃ全然集客がないということやないか。違う。議長、ちょっとちゃんと答弁させて、笑っておらんと頼むよ。私も頭こんがらがってる、こんなこと言うておると。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そうは思いませんがね。ところが今やっている状態のお客さんの数が、高速道路のほうへ変わっていくんだろうということは、これ誰でもわかりますよね。想像できますよね。私もあくまでそういう予想図で判断しなきゃいかん時期なんですから、調査したわけではないけども、そういう事例がいっぱいあるんで、もうそれがこの相賀区、あるいは海山区を過疎とまでは考えたくないんですわ。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

もう町長、しっかりちょっと一貫でもって、このインターがあることによって、集客人数も入れるんだと、また観光にも入れるんだと、紀伊長島、紀北町は紀伊長島とこの海山区のインター2つですよね。激減するということは悪いから減少しますとか、そんな言訳と違うんですわ、問題は。

だから、町としてのトップとしての答えはね、取り返しのつかないことになるから十分考

えてあんた答弁せなあかんよと、これ皆町民が見ているんですから。だから今、海山区の見た人はあなたの言ったようなことを信じますか。あなたの最初言うた激減、減少するって、これ皆信じるだろう。だからあんたの答弁は町長、いろんな方にいろんな不安を与える。前者質問にも財政の中で、財政が苦しくなったら町民が不安になるでしょうと言いながら、その前にあなたは再建団体に入らんならんかもわからんと、これと一緒にですよ。それで不安与えておって、今回はもう財政が悪化したら不安になるでしょう。もうコロコロコロコロとそのときそのときの答弁ですよ、あなた。

やはりあんた町としてのトップとしてのね、やはり答弁する以上は、住民、町民皆があなたにかかっているんだからそんな、言うたらそのときそのときの答弁をやってもらったら困る、これは。議長、そのとこもあなたも注意していただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私の答弁は、そのときそのときで変わる、表現は変わるけども、考え方は終始一貫していると自覚しています。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今あんた言うたさ、激減とか減少と言うてさ、また最初からこれは集客できやん、紀北町は観光の町にするんだと言うと、全然違う。前言っておったのはこのインターできることによって、集客ができるんだと、観光地にするんだと、あなたこないして答えておるんですよ。こないして説明をしておるはずだわ。これは皆町民も見てますよ。その中で、今度は激減、これはあんた言証しかとれないですよ、町長。町長さんそこどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お魚らんどをもし移転したとします。私は移転するつもりはございませんけれども、したとして、そしてお客様が減っていって、商売にならなかったときに、おそらくその施設から業者さんも撤退ということも考えられると思うんです。そうなったときに、その施設はどうなりますか。大変町にとってマイナスの施設となってまいります。

そういうことも考えられます。ですから、そうならないように、この高速道路来て、その動きを見極めて、そのうえでの判断をしたいということが本旨であります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、これは補助事業でやった事業ですけど、あなたは今そんなら業者が営業できなくなるのやったら、当然業者止めるわな。しかし、業者の努力によってこれ以上の収益を上げる施設になった場合どうするんですか。それが一つと。

もう一点、あなたがこれから集客率が下がってですよ。やっていくと言うたときに、そんならこの補助事業の目標と最初の計画はどういうような計画書出しておるの。それで国から金を引っ張ってきたの。ここの説明願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この施設は国の水産、詳しい名前じゃないけども、全体的には水産振興、水産物の販売施設としてこれを国の補助事業でやったわけなんですね。それにはそれなりの国の何というのかな、縛りというのかな規制というのがあります、それをいろいろクリアするためにも、今回指定管理者、管理者制度、指定管理者制度に変えたわけなんです。

議長

どうぞ、食い違いがあるみたいです。

11番 入江康仁議員

議事進行です。町長、だから補助事業でやったんだから、当然あなたの言った、これから10年先にね、高速道路できてもできなくなるというような施設で、業者が撤退するようなことがあるなら、今止めたほうがいいと言うのだったら、当然これは補助事業です、国の。水産振興の中のいろんなあなた説明してくれたけど、その当時の計画書ね、これが将来伸びていくような計画でならなきゃ、この補助事業はできないはずですね。10年、20年をこの償還期間の中で、それで伸びていかなあかんのを、下がっていくような計画でこの補助事業のお金が引き出せるかということなんです。

あなた言った、10年は持つけど、10年下がったらもう駄目な施設ですよということで、国の補助事業としての補助が受けられますか。これからどんどん伸びるということで、

これが地方の中核になるだろうと、この地域の中核な施設になるだろうということで、補助事業というのはできるんでしょう。その中であなたは今10年、これから先やっていかれるかどうかわからんと、事業者止めるとね。その当初のだから計画書はどういうような作成の中で、それ一回読んでください。これ大事なことです。

それでどういうような制度の中で、事業管理者じゃないんです、言っておるのはね。そこん。それで事業者がそんなら収益を逆にですよ町長、業者が業者の努力で収益を上げていくということも考えられる。あなたはマイナス面ばっか見ておる。これは町のやった補助事業ということを忘れてもらったら困る。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げます。事業の必要な理由。「漁村の活性化対策として魚家経営の強化、働く場の確保が重要な課題となっている。当地域は釣りや海水浴等の観光客が多いところであるが、まとまった関連施設がないので、町の活性化を図るために地域産物の販売施設をつくり、都市との交流を促進する」これが大きな理由でございます。

11番 入江康仁議員

それと業者、業者が収益上げたら。下がると見とんの。

議長

業者の将来的収益のことについて、見通しとかそういうこと。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

業者が努力によって収益を上げることは大変結構やと思いますけども、またその逆もあり、プラス、マイナス考えなくてはいけないと思っております。

そして私の、これは私の判断ですることですけども、説明会でも申し上げたとおり、地方自治法の 238条ですね、行政財産については業者さんにですね、多少ご迷惑になったとしても、これは許されるというような考え方があるわけなんですね。そこで業者さんに理解をしていただきたいと、そうお願いしておるんです。

11番 入江康仁議員

11番 入江康仁君。

議長

そんならその今の補助事業の中で読まれましたでしょう。それはそんならもう失敗だったということですか、この事業は。止めるということは、それ読まれましたでしょう。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは失敗であるとは申せません。これはそのつくった時代からこれまでの間の社会的背景、あるいは時代要請等を勘案して、立派にこの事業は機能してきてですね、地域の発展と水産振興に寄与したと私は認識しております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ、これからはもう寄与しないということですね。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

寄与しないとは言えませんけれども、今しばらくこの推移を見守ったうえで、より精度の高い判断をしたいということです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんならこの高いあれで推移を見守って、何を見守るんですか。この業者の育成を見守りながらということですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど来言ってますように、社会状況、それから人の交流等を見ながらですね、この事業を一旦、もしあそこが道路が来ることになったら、一旦これで打ち切って、また新しく総合的に考えたいということです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長、もうこれ最後でこの閉まっておきます。だからこの道路来るまで、これはあと9月30日までだけど、あなたの言う道路が来るまでということは、まだ5年、6年ありますね。そんならそれまでは業者は大丈夫なんですね。いやそうじゃないですか。

だったらすぐに結果出さなかんのに、社会の情勢だとか、いろんなことを見るだけの余裕があるんだったら、そんな悠長なこと言っておられんでしょう。この9月30日なんでしょう。あとあんた何日、11日でしょう、10日か。そんな悠長な答弁やっていいんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

事業全体的な考え方としては、そのように言いましたけども、これは高速道路を建設するうえですね、設計、あるいは測量等やっていくのには、19年度今年いっぱいが限度であるということは聞いておりますんで、そのためにも間に合わせためにも、9月30日をセットさせていただいたわけです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そのあとですね、これ時間も狭まつておることなんですね、町長。その業者に対してはやっぱり業者の納得するような形でやってなければならないし、あなたの言っておることを通そうと思うと、行政代執行までやってでもやるのかということがあります。

しかし、それは私どもはやらないと思っているから、またこれ12月議会にも引き続いてやらさせていただきます。

今度は、このヘルパー、この透析の方々の補助金等についてですけども町長、やはりこのさきほど福田さんがなろうかと思います、総理にね。なろうかと思います、これは。その中で、やはりこの障害者自立支援法の抜本見直しと、高齢者医療の負担増を凍結するとはっきり言っておるんですよ。これは仮に福田さんがなれば、当然、国からもこれが実現してくるだろうと思います。

その中で、町長、やはりこの紀北町ですね、一番やっぱり町民が合併して良かったというのは、こういうとこからなんですよ。だから社会福祉協議会というのが紀伊長島町において

は外部団体だったと、海山町にあっては行政の中に入つておる。そこの違いがあつたんですか、ちょっと教えてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

旧紀伊長島の場合の社会福祉協議会の会長は民間から選出しました。旧海山町においては町長が会長に就任しておったと思います。以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行、だから内部にそれは行政の内部にあったのか、長島町は民間、だから外部団体として外にあったと。町長がやっておった海山町はね、旧のときは。だから内部にあったのかと、だから行政の中で予算を編成してこれが運営されていたのかというとこなんです。そこちょっと。

議長

独立しておったかということですね。

11番 入江康仁議員

そうやね。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

運営の方法は紀伊長島町と同じだったと思います。確かめるために福祉課長に答弁していただきます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。経営としてはですね、社会福祉法人であります。どちらも。社会福祉法人であります。それで社会福祉法の中で、社協の位置づけが謳われております。その中で運営をされておりました。

11番 入江康仁議員

ということは外部団体ということ、海山も一緒ということ。

塩崎剛尚福祉保健課長

一緒です。同じです。

議長

会長を町長がしておったということね。

塩崎剛尚福祉保健課長

海山区の場合はですね、海山町の場合は会長が町長があたっておったということだけです。

母体自体は同じです。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

よくわかりました。そういう中でね町長、この介護保険法の改正によって、いろいろとのヘルパーの方々がやっぱり付いていきよったのも狭まられてですね、大変その患者さんが困っているというところで、さきほども町長が答弁であったんだけど、やっぱり何らかのね、何らかの支援をちょっとでも町からの負担を出してやりたい。

それでまた社会福祉協議会を使ってですね、何とかその無償でできるような方法はできなか、そういうとこのちょっと町長の考えを。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったのは重病者、透析等の。それについてはさきほどお答えさせていただいたようにですね、東紀州は大体皆さん財政は良くないけども、ここではまだやっていなきけども、県下の状況をみると、支援しているところもあるんです。あるもんでそれをよく検討してですね、全般的なものの中からできる範囲で考えてまいりたいと思うというふうに答えて、検討してまいりたいと考えておりますと、そういうふうに答えさせていただきました。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ちなみにですね町長、その旧海山町のときはですね、社協のあががやってまして、透析の

尾鷲ですね。1ヵ月 1,000円、年間1万 2,000円で大体こうやってもらっていたと聞いたんです。1ヵ月。それで年間1万 2,000円ですね。社協が何かの代行でやっていたという、それがわかります。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺のことはちょっと私不案内でありますんで、担当課長に答えさせます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

社会福祉協議会のことになるんですけども、私の知ってる範囲内のことであえさせていただきます。道路交通法の関係がありまして、利用者からですね料金を取るということはできなかったもんですから、会員になってもらってですね、会費を払ってもらうということで、月1,000円会費をいただいておりました。その中で実施しておりました。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんならええ制度しておったんやな、海山区は。これこそ町長、こんな長島区もこっちへ向いて右ならえしたらどうですか。もうこれ海山町はやっておったんですから、海山区として、何とかこれ実施できるようにお願いしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

ちょっと説明が足りなかったんですけども、福祉有償運送ができるからですね、長島区のほうも海山区のほうも、社協も一緒なんんですけども、以前は長島区のほうの社協においても、同じような状況がありました。海山区だけではなしにですね両方やっておったんですけども、道路交通法の改正がありまして、こういったボランティア活動に対しては福祉有償運送協議会をつくってですね、その中で運営しなさいということでしたので、現在のような形でキロ当たり単価が決まってですね。その中で運営されています。

今現在は、海山区のほうの社協も長島区のほうの社協も本所が一緒ですので、同じような

扱いの中で運営をされております。以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんなら、これはもう道路あれが改正以する以前のことなんですか。それでは無償、町長、これをね、そんなら社協のほうへ向いてさ少々予算を付けておいて、それで無償で何とかやれるようなあれがないかな。無償とすればいいんですから、よろしく町長。

奥山始郎町長

答弁要りますか。

議長

要ります。今のは答弁のいる質問です。

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がそれがいいとおっしゃっておられるような、無償のサービスが社協のほうに町から委託料を出してできるのかどうか、検討します。ちょっと今、即答は避けたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然、即答はちょっと無理かと思います。私、来年度のね、やはりこの透析患者さんもずっとのことですから、続きますから、来年度の当初で考えていただきたいと思います。よろしくご検討お願いします。

続いてですね、3番目の水道水源保護条例と敗訴についてですけど、やはりさきほど町長も答弁の中で、やはりこれは紀伊長島区において訴訟問題があったから、水道水源保護条例は暫定の中でやったと、しかし、もうこれ終わった中ですね、なぜその中で進めないのか。そしてやはりこの敗訴に関しては、これから大きなまた問題があると思うんです。だから町民に関しては広報あなたは経過だけは述べてます。しかし、なぜどういう原因があって、どうかというとこまでは突っ込んでいない。やはりこれは町民に対してはどうだと、町民もこれに対してもいろいろ考える能力を持ってます。

だから、水道水源保護条例並びにいろいろな方々がね、考える方々の知恵も借りながら、町の条例ですから、町長。あなたがやっぱり動かないとできない。それはあなたどういうふ

うに考えておりますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

いざれはですね、この紀北町としての水道水源保護条例は1つにするべきものと考えておりますが、敗訴確定はいたしましたけれども、まだ残っている課題もあろうかと思っておりまし、そのためにもですね、すぐにこれを統一するということは時間がかかると思いますので、今しばらくご理解をいただきたいと思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうじゃない、町長。あなたはこれは訴訟があるからということで、これは暫定にしてきたけど、こういうことは自治体では、もう地方自治体では許されないんですよ。これ誰かに訴訟起こされたらどうします。当然、この間、問題になった相賀区のね、産業廃棄物の施設の問題も当然なってきます。それじゃ長島は皆してあるけど、海山区に関しては産業廃棄物は海山区ですか、皆。紀北町においては。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、暫定使用をやっておりますんで、海山区で発生したことについては、海山区が持っている水道水源保護条例で対応していくというスタンスであります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんなら町長、この中でですね、やはりきちんとしたその敗訴した原因はですね、弁護士も付いていると思うんですけども、どういうどこが原因は何か、その原因を分析したことありますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

分析はしておりますし、今日も答えたようにですね、つまるところ配慮事務が、町の配慮義務が至らなかったと、最高裁が考える程度が非常に高度であった。我々配慮義務を怠ったというつもりはないけども、それ以上に最高裁では要求されたということが、大きな原因になっています。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはね町長、配慮義務というけどもね、その前にこの訴訟を起こす前に町長いろんなことがあったわけですよ。ですからね、だから水道水源保護審議会に諮問しておきながら、前町長はですよ、その審議会の答申も受ける前にですよ、審議会が答申する前に審議会の答えがいかなものであろうとも、私は反対ですというようなことの中で、だから答申書にも審議会の答申を待たずして町長が反対表明したことには遺憾を感じるというような、あれを追加されたんです。

だから、あなたの配慮義務をどうだこうだというのは、ここからでも違っているから、そういうところをわかりやすく、町民に問題を提示してくださいということなん。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺について、私も聞いておりますんで、新聞報道等でですね、かなり詳しくその前後の状況が町民の皆様に伝わっているのではないかと思っております。

議長

入江議員に申し上げます。時間が迫ってまいりましたので、簡潔に話をまとめていただきたいと思います。実質3分はもう過ぎておりますんで、よろしくお願ひいたします。

簡潔にどうぞ。

11番 入江康仁議員

それではね、この規制処分する前にね、顧問弁護士から、このままでは科学的根拠が乏しいから、きっちり調査せよと指示されましたね。それに対してそういうことは復命書にも書かれております。それを受けて町はこの反省の中でもこの科学的根拠の裏付けをちゃんとしたのかと、裁判がなってから調査をしたんじゃないですかというのが1点です。

それで規制をした平成7年当時の大内町長は、もう今は亡くなっているけども、助役はま

だ生きてますよね。その中でその人物に聞き取りもしましたかということ 2 点目。

それで、この今回の最高裁判所の事業者の立場も配慮してと、環境保護と事業遂行を調和するよう町長に求めておるがね、結論ありきで事業者を切り捨てるために終始したことは、裁判に負けた一因じゃないですかということなんですね。こういうとこも調整をしたかということ。

そして大きな一番の問題は、これは枯渇の扱いはどうかというときに、枯渇の可能性を科学的に検証するのはよいが、検証するほうもメッシュ法だけでなく、工業用水法にもいわれておるように給水口の大きさや導水でいいんです。用水の。ポンプのあれでね。それで最高裁のまずこの調査官というのは、この一番調べる方なんです。その方々が問題にしておるのは、この条例の規制は不当に広過ぎるということが問題視していることが、当然これ法律雑誌にも載ってますけども、町長は知っていますか。そのだけの答弁いただいて、それで次回、4つ目の海山リサイクルセンターに対しては、もう時間がないということなので、次回にやりたいと思います。この答弁だけはしっかりやってください。

議長

わかりました。

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃった口頭のことについては、私ずっと覚えておらんのですけども、大変複雑なことで勉強しないと軽々に言えないようなことだと思います。それまたあとで教えてもらうか、何かこれからやと一つだけこれについてどうやと言われても、私も答えられますけども、あなた3つ、4つ言うたらやろ。これ入っとらんわ、いくら言うても。また、書いたものをまたもらうとかさ、それで私また勉強しますわ。

議長

入江議員に申し上げます。今、町長の答弁なんんですけど、今、軽々に答えられる問題ではないという部分があつてですね、現実にはそういうのが事実ではないかと私も思いますんで、リサイクルセンターをですね、次回に回していただいたということで、時間はきてますんで、どうでしょうか、ご理解していただけないでしょうか。

11番 入江康仁議員

議長、今、町長は私3つぐらいバーと言うたと、これはあくまでも時間がないということが簡潔にと言うから、簡潔に私は質問したんですね。それに対して町長は私の言ったことが

あまりに早すぎで、またちょっと高度な質問かなと思われるからということですから、だから、それだったら議事進行でゆっくり説明させてくれたらいいことなんですね。

そやながら答弁できないって、答弁させなあかんわ。これ皆。

議長

私の処置としまして、ここで暫時休憩をいただきまして、質問の趣旨を整理していただい
て、答弁だけいただきます。

議長

暫時休憩いたします。

(午後 2時 46分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 15分)

議長

なお、さきほどの最後の入江議員の質問につきまして、町長執行部において理解してない
点が多いと思います。入江議員におかれましては、さきほどの質問を再度お願ひいたします。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長の許可を得まして、再度質問させていただきます。

一つ、規制処分をする前に、顧問弁護士に相談しているが、このままでは科学的根拠が乏
しい。きっちりと調査せよと指示され、それが上部に復命書として上がっている。これを受け
て町は科学的根拠の裏付けを行なったのか。裁判になってから調査を始めたのではないか。

その見切り発車をするから裁判に負けたのではないかという一つの質問です。

また、規制をした平成7年当時の大内町長は今はもう亡くなっていますが、また当時の助役であった和手助役は生存しております。存命でございます。その人物に聴き取りはしているのか。また聴き取りをしていればその内容はどういうものなのか。

3つ目、今回の最高裁判決は、事業者に立場も配慮し、環境保護と事業遂行を調和するよう町長に求めている。結論ありきで事業者を切り捨てるためだけの対応に終始したことが、裁判で負けた一番の原因ではないのか。

また一つ、今後同じような事業所の申請が出てきたとき、一切協議をせずに対応するつもりでいるのか。また水道のほうと、事業の育成のバランスが重要だが、条例を1つにするにあたって、どのように調和を図ろうと考えているのか、お聞かせください。

最後に、枯渇の扱いはどうするのか。枯渇の可能性を科学的に検証するのは困難だし、検証する方法もメッシュ法ではなく、給水口の大きさ、用水の動力規制で十分ではないのか。またこの事件を担当した最高裁判所の調査官が法律雑誌で、この条例の規制は不当に広過ぎることを問題視していることを町は知っているのか。

以上でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それではお答えさせていただきます。

最初の質問ですが、当時、私は居合わせなかったものですから、当時の助役に聞くことを含めて調査をしてまいります。

次に、現在助役は存命でありますからということですが、敗訴の原因はまだ聞き取っておりません。含めて聞き取ります。

次に、今回の一番の原因ではないのかということについては、配慮のみだけではなく、環境保全と事業遂行にも総合的に対応するべきであると思っております。

それから、今後同じような事業の申請が出てきたときという質問については、法令を遵守することを基本とし、業者との協議が必要と考えております。

次に、水源の保護と事業の育成のバランスということなんですが、それで条例を1つにするためにあたってということですね。その質問に対して、新しい町にふさわしい両町の長所を出し合い、これまでの教訓を踏まえ、適正な条例としていきたいと考えております。

次、最後になりますが、枯渴の扱いはどうするのか。不当に広過ぎたということを問題視しているのを町は知らないのかということなんですが、この論文については知りません。

以上でございます。

議長

これで入江康仁君の発言を終わります。

議長

次に、13番 島本昌幸君の発言を許します。

13番 島本昌幸議員

13番 島本昌幸、9月定例会の一般質問をさせていただきます。

災害時の避難所の安全性及び受け入れ体制についてお聞きいたします。

今年、3月22日、3月定例会の一般質問で地震発生時の避難場所について質問いたしましたが、その3日後の3月25日、平成19年能登半島地震震度6強が起き、その後、龜山で震度4、7月16日、平成19年新潟県中越沖地震震度6強が発生いたしました。

気象庁の関係者では現在の日本列島は、震度6強クラスの地震が、いつどこで起きても不思議でないということを申しております。これまでの多発した地震には不幸中の幸いと申しますか、津波が発生しませんでした。しかし、東南海等の三大地震は津波の発生も予測されております。昨日からの一般質問で学校等の耐震診断結果の質問や報告は、出尽くした感がありますが、現在、町内で耐震診断もパスし、本震余震にも耐えられ、また津波の被害も受けない避難所は何カ所あるのでしょうか。

海山区相賀においては、まず町長が本腰を入れて改修に取り組むと約束してくれました相賀小学校では、現時点では残念ながら避難所としては危険に思われますし、潮南中学校も津波の被害を受けるかも知れません。そうなると少し遠いのですが、上里の三船中学校あたりが一番安全性が高いと思われます。

紀伊長島区では三浦小学校をはじめ、赤羽中学校に至るまで安全性の高い避難所が多いようと思われます。新潟県の中越沖地震では避難所の柏崎小学校の体育館では、電気が点いていたように見受けられましたが、地震が発生すれば停電や断水は免れません。

例えば、三船中学校では高齢者や乳幼児に安心して避難生活を送っていただくために、まず飲料水、食料品、及び寝具は確保されているでしょうか。

照明及び電気製品を稼働させるべく自家発電装置を設置していますでしょうか。

空調設備エアコンは完備していますか。

水洗トイレは使用できますか。

入浴はできますか。

情報収集のためのテレビ等は設置されていますか。

洗濯、乾燥設備はいかがですか。

以上、着のみ着のまま避難してくる被災者のために、心のこもった受け入れをしていただきたいと考えますが、現時点での安全性の高い避難所の受け入れ体制の進捗状況についてお聞きいたします。

以上、再質問は自席にてさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

島本議員のご質問にお答えします。

災害時の避難所安全性及び受入体制についてであります。耐震性があり、三重県の津波浸水予測で被害を受けない指定避難所の箇所数は38カ所でございまして、学校では10校、それ以外の集会所等で28カ所でございます。

地震・津波の被害を受けない指定避難所に避難生活をするための飲料水として2リットル入りペットボトルが1,134本、500ミリリットルが524本、食料品はアルファ米が3,200個、乾パン552個、寝具は毛布1,340枚を確保しております。

また、照明及び電気製品を稼働させる自家発電機は、12避難所に設置しております。

エアコン等のある避難所は36カ所でございます。

水洗トイレでございますが、地震で水道管が壊れた場合は、使用不可能になりますが、学校等ではプールの水等を使って使用できると考えますので、10カ所の学校で使用可能と思います。

入浴施設でございますが、水道管が壊れた場合は、全部不可能になりますが、水道が使用できる場合には、可能な避難所は11カ所でございます。

テレビ等の設置してある避難所は36カ所でございます。

洗濯、乾燥設備のある避難所は16カ所でございます。

災害時要援護者に対するソフト面の施策といたしましては、災害時に支援を必要とする方の安否確認や、避難誘導等を迅速に行うための災害時要援護者名簿の作成、防災マップの作成や災害時要援護者を含めた地域の防災訓練を進めていきます。

ハード面の施策といたしましては、集会所や学校などで階段の改修、手すりの設置、多目的トイレの設置などできる範囲で整備を進めております。また、津波避難タワーや避難路等の整備も進めております。

過去の災害や中越沖地震、国内での災害を教訓にし、町民が避難生活を送らなければならなくなつた場合を想定して、災害時要援護者に対する配慮を十分考えていかなければならぬと思っております。以上でございます。

議長

島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

ありがとうございました。予想外に準備はしていただいているそうで、明確なるお答えをいただきましてありがとうございます。

前者議員も申しましたように高齢化で、お年寄りも多いし、特に乳幼児が避難した場合、その粉ミルクとか、おしめも要るでしょうし、その辺までちょっと気配りをしていただいて、ひょっとしたら明日にでもこれ地震が起きても不思議ではないことになってきますので、その辺、心こもった受け入れ体制を取っていただきますようにお願いして、私の質問はこれで終わります。

議長

これで、島本昌幸君の質問を終わります。

議長

続きまして、15番 中津畠正量君の発言を許します。

15番 中津畠正量議員

しんがりになりましたが、議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私は、今回の一般質問、地域自治区について一点に絞って、町長にお考えをお聞きしたいと思います。

今までの合併したあの議会の中でも、何名かの人がこの地域自治区についての質問をいたしておりますけれど、合併して対等合併、新設合併ということで紀北町も2年目になろうとしておりますけれど、地域自治区の設置は合併の特例に関する法律に基づいて決められた経緯をみてみると、町政全般にわたる協議、審議を行い、町長、その他の町の機関に意見を述べることができる組織であります。大変重いものでございます。運営のやり方によっては連合自治会や自主防災会を上回る大きな力を持つものでありますけれど、地域自治区の存

在はともすれば、いつまでも紀北町一本化のブレーキになる恐れがありますし、多くの町民の皆さんから今なお生活の中で指摘されるのは、住所表記が長過ぎるという声あります。

具体的には1、2、3に分けて聞いておりますが、1つには地域自治区の設置に関する協議書と、2年になってこようかという協議会の審議事項についてお伺いをいたします。

2つ目には、自治区を来年2月には任期が切れますけれど、この住所表記を郡制も解消するべく、合わせて前も私町長の意見も聞きましたけれど、三重県紀北町相賀であれば相賀何番地と短くする方法で考えるべきだと、今なお町民の人からも強く意見として出されております。これについての考え方。

3つ目には、12月議会の中で電話の番号を統一するように努力すると、そういうことで町長も答弁しております。融和と一体化に向けて努力したいということで、町長も答弁しておりましたが、これら個々のもの総合的にこの自治区の問題については考えるべきであると、私は考えるところでございます。詳細については自席において質問をいたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中津畠議員のご質問にお答えいたします。

地域協議会につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、紀伊長島区と海山区において、平成18年2月23日に発足したことは、議員ご承知のとおりでございます。

初めに、活動状況についてであります。これまで両区ともに6回の協議会を開催しております。まず紀伊長島区地域協議会におきましては、地域協議会の役割、方向性についての協議がかなりの時間をかけて行われました。この中で地域協議会は住民と行政の協働を推進させるための組織であり、住民の自治意識の育成を図るという役割に重点をおき、住民に対しても行政に対してもまちづくりについての働きかけを行っていくという方向性を見出し、当面の活動テーマを、防災のまちづくりとして防災についての基本的な知識習得が必要ということで、紀伊長島区自主防災会とともに、協議会とは別に4回にわたり防災研修、視察等を行っており、それらを踏まえ行政に対する意見を集約し、12月11日付で、防災のまちづくりに関する意見書として提案をいただいております。

また、海山区地域協議会におきましても、紀伊長島区と同様に協議会の開催と災害復旧工事の進捗状況や島勝浦体験型イベント交流施設等の館内視察を実施し、海山区の課題、問題

点、住民と行政の協働によるまちづくりなど、行政全般に関することについて協議していくだき、この協議の結果、海山区地域協議会からも11月30日付けて、産業振興、防災対策、環境問題、新町建設計画等に関する意見が提案されております。

両区ともに6回目となります5月に開催された、平成19年度最初の協議会におきましては、本年度予算の説明等の後、本年度の活動計画について協議され、紀伊長島区におきましては、今後引き続き活動計画を検討することとし、海山区では本年度も昨年度同様、海山区の課題、問題点など行政全般に関することについて協議し、意見を提案していくことが決定されております。

次に、住所表記を郡制解消も合わせて短くしてはとのご提案の中で、郡制解消につきましては、平成17年12月定例会におきまして、中津畠議員のご質問にお答えいたしましたとおり、確かに北牟婁郡を解消すれば住所表記は短くなりますが、全国的なことであり、現在のところ不可能であると認識しております。

また、地域自治区は議員ご承知のとおり、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5、第2項の規定により設置しているものであります、同法第5条の7の規定によりますと、合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律第2条に規定する住居を表示するには同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。とされており、住所表記から区の表示をなくすことは法律上できないものと考えます。

最後に、電話番号の統一につきましては、現在、東海総合通信局に申請しております、予定といたしましては、今後総務省に進達され、調査、審査が終了し、官報に公示されるのが来年3月ごろとなる見込みであります。総務省では周知期間として1年を見込んでいることであり、実際に電話番号が統一されるのは、平成21年春ごろになるのではないかと思われます。以上でございます。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

それでは、地域自治区のですね、設置に関する協議書の中でも、第5条に謳われておりますが、町長その他の機関により諮問されたものの、また必要と認めるものについて審議し、町長その他に意見を述べることができるとなっております。具体的には、自治区の協議会の中で自主的にこの町のあり方、そういうものを論議してもいいし、ここの行政全般にわたるものを協議してもいいということになっております。

しかし、この地域協議会の中身としてですね、今、町長も説明されましたように、この海山区、紀伊長島区で行われている地域協議会の中身というものは、町民の方には全然見えていないわけです。私も初めて資料をもらって、アッこういう協議をしておるんだなという部分も具体的に知ることができました。そういうことでは本当のまちづくり、住民の協働でまちをつくっていくんだという意味でのこの地域自治区のやり方としては、非常に問題がある。そのように思います。

ただ、地域協議会の委員のメンバーの方、それぞれ有識者の方からたくさんの方が15名ずつ、30名おりますけれど、この方たちは非常に真剣で真面目な議論をされております。しかし、合併して最初のときに、この自治区の協議会の開催にあたりましてですね、この執行部の町長のほうから何ら諮問がないというのは、私はどうしても解せないです。両町の合併により一体化に向けて進まなければならぬときに、町長が本当にその融和に向けての諮問をすべきではないかと、いろいろ問題が具体的にあげよといったらありますけれど、そういう点では私もこういうものはどうですかということはありますけれど、町長、この協議会の中身の協議の中身が、町民にも知らされ、議会にも知らされ、全部が知った中で協議会がよくやってるという格好で評価できるものであればいいですけれど、今2年になろうとしている今でも、なかなか中身としては見えてこない。見えていない。それが現実だと思います。

町長どう思いますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

確かに議員がおっしゃるように、私から諮問をまだこれまでしておりません。しかしながら、両区の地域協議会の議論は、極めて熱心に熱意を持ってやっていただいております。その状況の中でですね、その諮問することの意味の重大さを私は認識しているつもりであります。

ですから、諮問するのはいいとしてもですね、よほどの重大事項について考えてまいりたいと、そのように考えております。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

ちょっと町長に確認しますが、この協議会というのは法的に、法に基づいてつくられた協

議会です。ですから、予算も含めてですね、予算にも立ち入ると言ったらおかしいですが、執行権を侵すことではないですが、踏み込んでの議論もされてもいいというような、この議会人の中の雑誌にも自治区を持っている協議会ありますけれど、これがすべて僕は良しとは思いませんけれど、そういう認識でよろしいんですね。そこはやっぱり自治区、協議会の方にもきちんと伝えてあるんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おっしゃるとおり、これは法律に基づくものでございます。

ですから、協議会の中でですね、予算についてどうこう考えがございますんであればですね、結構、勉強していただいたらいいと思いますけれども、予算について、行政側でいろいろ審議をして議会に提案させていただくようなシステムの中でですね、どこまで予算についてそれをくみするのかどうか、この辺についてはまだ私の頭の中ではっきりと確定しているものではありません。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

それではね、地域自治区のこの組織の設置についてはね、合併前からいろいろ論議されたところです。この合併論議のこの協議会のあれを見ても、ずっと何回も先送りされております。先送りというか審議が延びている。それは両町のこれに対する考え方の相違があまりにも多いということで、ずっと延びておりました。

その中でですね、そういう意見もある中で、実際にこの協議会の任命を受けた委員の方たちが、本当に町長も一つの紀北町になった町ですから、当然その融和に向けてとか、行政福祉やったら福祉の問題でも、防災の問題でも両区の協議会が共有して審議できるような場も持ってもいいんではないかと思いますが、そういう考えはありませんか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは両区の中でですね、それぞれ設置するべきものとされておりまして、非公式に委員の方々が意見交換をするということは許されるものではないかと思っております。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

これは住民参画の名のもとにですね、これは法律に基づいてつくられた組織、それはそこまでは同じです。しかし、現状ではですね、私の知っている限りでは、法定協の中でつくらんなんからつくった。任命もしたと、しかし中身については協議会に任せますというような、お任せしますというような協議になっていませんか。

やはりそれは長島区、海山区、その名前がずっとこれから将来まで残っていくような、最初にこの協議会をつくった時点から政府のほうも言っていたように、これがいつまでも長引くと合併した町、特に対等合併した当町のようなところでは、長島区、海山区という格好で行政に対してのその弊害も起こりかねないということが、当初から気づかいされておりましたけれど、町長、そこら辺は全然気づかいはしてなかったですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは合併協議会の議論の中で、相當に突っ込んだ議論をした大きな課題であると記憶しております。しかしながら、このような決定をされましてですね、今、進行中ですが、そのうえで両区、旧町の融和と一体化ということが大きな合併のテーマでもあります。

しかしながら、長々と重要な議論をしたこの地域協議会をですね、早々と見切りをつけることはいかがなものかと考えております。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

これはいろんな考え方があろうかと思います。だから消してしまえとか、存続せえということでは決してないと思います。ただ、町民の皆さんの中には住所表記が長い。そのことの意見が随分多いんです。これは町長もお聞きかと思います。

しかし、このさきほども申しましたが、地域協議会の中身が何を話しているのか、どういう活動をされているのかというものが、町民に見えない限り、この意見というのはますます何とか早くせんかということで、つながっていくんだと思っておりますが、そういう点の裏表、これは本当にまちづくりために必要な協議会なんだということであれば、当然その中身

としては協議会の人たちは一生懸命に真剣にやっておるのは、僕もよく知っているんです。個人にも、その協議会の委員のメンバーにも聞きました。

しかし、それと反対方向として住所表記が長過ぎる。これは自治区を取らない限り、短くなりませんね。その考え方でいくと地域協議会は本当に見える、目に見える活動をしていくようですね、町長のほうも持っていないかないと、今の状態では何だという話になりかねません。一生懸命にせっかくやってみえるのに。しかも、この僕、今資料見せていただきまして、長島区の協議会、海山区の協議会の中身を見てみると、非常にいろいろな観点から協議されておるのはよくわかるんです。ただ、合併した町ですから、できるだけ早く一本化、融合していくという、その柱がないと僕はいけないと思うんですが、町長の考え方をお聞きしておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この町民に広報していくという配慮が、これまでですねちょっと薄かったかもしれません。議員がご指摘されるように。今後、そのことも検討してまいりたいと思いますが、私はせっかくこの合併に際して立ち上げた地域協議会でありますので、熱心な議論を深めていただきたいと私は希望しております。

いろんなことについて、その広くご研究されるのも結構ですが、深く掘り下げていってもらうことは、非常に有り難いなと思っております。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

私はですね、決論的にはですね、私の結論的な考え方です。自治区の解消を早くするべきであるという点に対しまして、なぜなら、この協議会の人たちも非常に迷っているわけですね。もちろん長島区の場合はこの防災に絞っていろんな提案されております。海山区も6項目にわたっていろいろこの審査の中身が出されております。特に今回言っている、その21年には電話番号の統一、これもできるようにということで、町長も今答弁もありましたけど、こういう問題も含めて行政一般ということで、この市外局番ができるだけ同一にしてほしいというようなことも、細かいところまでやっぱり議論されているんだなということが、初めてわかりました。

中にはお魚らんど海山、これについては農水産物販売の振興など考慮して存続を要望するとか、サービスエリアを海山区の地区に適地であると考えるとか、こういう部分についてはですね両区の、サービスエリアは特に両区の協議会でもいろいろ論議もしてほしいなと思うところもございます。

ただ、この委員の方たちは真剣にそういう意味では論議されているのは、僕も本当に三度目になりますが、よく理解しているんです。しかし、この協議会の中身というのは本当にどういう論議をしたらいいんだろうかと、自治会の分野じゃないんだろうか、自主防災会の分野じゃないんだろうかということも含めまして、迷っているように僕としては見受けられます。

しかし、一旦テーマを決めたらそれに基づいて、いろんな掘り下げた議論をされているところですので、私はこの特に住民の中から出てくる地名表示が長すぎるというのは、地域自治区をなくさないことにはこれができないんだということなれば、当然自治会や自主防災会、昨日もありましたけれど、自治会の要望事項多いんではないかという話もありましたけど、そういうものを取捨選択しながら、順位をつけながら町長、その地域の要望に答えていく、そういう姿勢があればいいんではないかという気もいたします。

防災問題にしても特にどちらの区が遅れているとか、進んでいるとかいうことではないと思いますけれど、これについてもですね、やはり真剣に論議していただいている割に、その住民の人に見えてないというのは、本当に協議会の人も歯がゆい問題だと思います。しかしながら、その裏の部分、特に住民の人からみた地名表示が長過ぎるという点では、もう決定的に合併してあんまり良くなかったという、一つの評価の基準といいますか、理由にもなっておりります。

それともう1つは、2つあるんですが、設置の期間が長過ぎるとやっぱり紀北町一体化の妨げになる恐れがこれ当然出てくると、僕自身もいつも言い聞かせているのは、できるだけ海山区・長島区という言葉は、必要以外は避けていくべきであるということで心に決めて発言をしているつもりでございますけれど、そういう意味では紀北町は一本なんだと、昔から随分仲良い紀伊長島、海山であった。今は仲が悪いと言いませんけれど、本当にこれから紀北町一本としてやっていかなくてはならないときに、長島・海山というような格好でものを言うのはいけないという私は判断で、自分自身はおりますが、こういうこの2つの理由でですね、この地域自治区本当に今後、目に見える活動になっていくのか、それは5年、10年というような総務省の話もありましたけれど、できるだけ短いほうがいいんじゃないかという意味も含めて、私、町長の考えを聞いておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員の指摘のお考えは、私も理解できないわけではありません。

しかしながら、これは合併した旧町のいろいろな課題についてですね、より解消していくための協議する場であります。住所表記はいささか長くなつたかも知れません。しかし、それを今も長いとおっしゃる方もおられるかもしれませんけれども、それはいろいろどうしてもこれを避けなければならないということではなくて、住民の皆様のご協力によって解消できるところであろうかと思います。

しかしながら、せっかく議論の末、この制度に踏み切ったわけですから、今、2年の経過を経てですね、これを解散なり消滅させることの意味は、極めて重大な意味を持っておると思いますんで、時期尚早というふうに答えさせていただきたいと思います。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

時期尚早ということでございましたが、この自治区の協議の中身というのはですね、町政全般にわたるわけですから、これが10年やつても20年やつても良くなつた、これでいいんだということはないと思います。

そういう意味では、その長くなつても本当に合併した町としては弊害が出てくるだらうという、その当時の政府のほうの考え方、僕自身もそう思いますが、そこら辺では時期尚早という意味はですね、できるだけ早くという意味だらうと思いますけれど、この任期が2年、これは7条でしたか、協議の7条の中にあります、任期は2年ということになっております。

今、その2年目を迎えると、来年2月には迎えるわけですが、この2年で止めるということではないにしても、4年目ぐらいには止めたいということしていくのか、それはもう時期をみているという、時期尚早だという意味は本当にどこまでいってもこれは必要だという感じになれば、住民の人も本当によつやつしているという評価が出るぐらいの広報もし、中身であれば本当にいいもんだと思いますけど、住所表記を今短くして、いろんな住民の方にも協力してもらう、合併してああ短かなつて良くなつたな、これから町の施策については協力もしていかなくてはという、その協力体制もできてくるんではないかと、そのように思うので

ございますが、町長の再度その時期尚早という意味の深さといいますか、考え方を聞いておきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

合併協議会のときにですね、この地域自治区の考え方は、今議員もおっしゃったように5年ないし10年というような数も、具体的な数も出たことはあります。それは耳に残っておりますけれど、私としてはですね最低5年はこの事業を展開すべきではないか。その中でですね、緊急な事情があって必要がないということが、そういうことが生まれた場合、そういう状況がですね。そのときはこれは考えなくちゃいけないけれども、やっと合併した、その大きな要因としてこの自治区の設定は課題として取り上げられ協議されました。

協議会ではですね、それぞれのテーマの設定に相当なエネルギーを使っていると聞いてます、その意味もですね少ないと私は考えておりませんので、今しばらく時間が必要であろうという考え方を持っております。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

それでは、この協議会の内容というものは逐次広報していただけるんですか。町民の皆さんに、その点でお答え願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員の指摘を受けてどうも周知が少ないような、そんな状況ですので、町民の皆様にわかつていただくように考えてまいりたいと思います。

議長

15番 中津畠正量君。

15番 中津畠正量議員

これは町長のさきほどの説明で、僕よくわかったことは、この自治区の解消というのが、おそらくできないだろうと、私自身町長のお答えで感じたわけです。

であるならば、当然、地名表示もこのまま住民の人がいろいろ言つておろうが、このま

行かざるを得ないという状況になります。本当にそのまちづくりというのはこの10年で、この紀北町合併して10年で完成し得るものでは決してないと私思っておりますんで、そういう意味では地域協議会も大事な非常に重いものであるということの認識はあるわけですけども、実際に協議されている中身の人は、何をしたらええんやろ、どうしたらええんやろというような暗中模索のような中での、会長さんのいろんな努力の中でですね、長島区の協議会の中では防災に決めて視察もし、長島区にない防災施設も見せていただいて検討したというのが実態です。

そういう意味では、町がもっと主体的にですね、この協議会の運営に取り組んでいくならばいいけど、今の状態ではとてもじゃないけど、その町民の方から見ても、僕自身もこういう協議会の中身、これが悪いというものではありませんけれど、実際にはもっと知らしていく、協議会の中はこういう考え方をしていると、こういうことで検討しているということで意見を出しているということで、もっと住民に周知徹底していかないと、本当の住所表記がただ単なるお荷物といいますか、いつも過去の遺物となって残ってしまう、そのことのほうが私は住民にとっては毎回人が集まったときに、僕たちに言われる住所表記の問題が、これはなかなか絶えないだろう、何を議会しているんだという、町は何をしているんだという声で、どうしても聞こえますから、これ自治区の解消なしには考えられないだけにですね、この自治区の働きのというのですか、動きの中身がわかるような状態でないことには、住民の人、本当に合併してもなかなか良い町になったという声は出てこない。

これだけで評価するわけではないですけれどもね。住所表記だけで評価するわけではないですけれど、本当にこの協議会の動き如何ではですね、このままでは僕はもういけないと思う状態です。この1年半ずっと見てきまして、いろいろ迷っている。もう本当に迷っているというような、どこまで言ったらいいんだろうかという、議会、または自治会、そういうとこに気がねをしながらと言いますか、気をつかいながら、このいろいろ絞り込んでいった経緯も踏まえると、町のほうももっとこういうことで町の一本化を進めるために議論していただけませんかということで諮詢していく、そういう姿勢がないとですね、いけないと思います。

具体的に申すならば、私はこのさきほどもちょっと前者が言いましたけれど、福祉の切り捨てで、また住民税や国保や介護、これらの負担増でですね、生活のなかに本当に重くのしかかってる町民の生活実態がございます。本当にお金を使わなくても表記が短くなったり、電話番号が統一されたり、こういうことを本当に身近に感じていただけるならば、町民の人も

合併して悪くなったという認識はかなり薄れるんではないかという気もいたします。

それとこれとは別だということになりますが、この負担増というものについての考え方、町民の人本当に苦しく考えております。そのうえに住所表記が長いというのは、もう何やということで考えておられるようで、私どもの耳に入ってまいりますので、是非町長、できるだけ早くといいますか、この住所表記については僕も一存ではこういう発言はできませんし、いろいろ知っている方にも協議会のメンバーの方にも誰とはいいませんが、お話を聞いたりいろいろその担当の方に聞いたりしながら、この質問をしているわけですのでね、本当に発足した限りは本当に良い協議会、良い仕事をしているというような評価をいただけるようですね町長やらないと、この問題はいつまでも尾を引いて海山区・長島区という、そういう負の遺産として引きずっていくことが予想されます。

そのところを考えていただいてですね、できるだけ早くこの自治区の設置についての考え方、協議の中身も含めてですね、町長できるだけ、まちづくりの住民参加の中でのこの協議会ですから、もう少し親身を入れてやっていただくよう強く要望いたします。

私は今の結論としては、早く自治区を解消していくべきであるという、今の時点ではそう考えざるを得ないというところに達していることを告げまして、私の一般質問を終わらさせていただきます。答弁は結構です。

議長

これで、中津畠正量君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終わりました。

議長

それでは本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 4時 05分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 11月 30日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 谷 節夫